

第3期 岩倉市 地域福祉計画

計画期間

令和5年度～令和11年度

安心できる 心がつながる 支え合う
みんなが主役の^{まち}地域づくり
～岩倉市における地域共生社会の実現～



令和5年3月

岩倉市
岩倉市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加などによる家庭の機能低下や地域関係の希薄化を背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題、複合的課題が表面化しています。加えて新型コロナウイルス感染症による生活への影響もあり、市民生活はここ数年で大きく変化しました。



このような中、制度と制度の狭間にいる支援の必要な方に対して、地域での助け合い、支え合い活動の活性化や協働による支援体制づくりを進め、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえて策定いたしました第3期岩倉市地域福祉計画においては、「安心できる 心がつながる 支え合う みんなが主役の地域づくり ～岩倉市における地域共生社会の実現～」を基本理念として掲げ、支え手と受け手の関係を超えてみんなが主役として参画できる地域づくりの実現に努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご参画、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査、住民地区懇談会等にご協力をいただきました皆様、貴重な意見をいただきました岩倉市地域福祉計画推進委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

令和5年3月

岩倉市長
久保田 桂朗

はじめに

近年、わが国においては、バブル経済の崩壊、リーマンショック、また、令和2年当初から続いている新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ情勢による影響等により、経済や雇用の先行きが見えない不安定な状況にあり、生活困窮や孤立・孤独などの課題が顕在化してきております。



こうした中、これまで本会の基本理念である「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向け、支会活動事業やボランティアセンター活動事業を軸とした地域福祉事業を推進してきました。

昨今では複雑化、多様化する地域課題に対し、高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者ら様々な人たちの相談に寄り添い、地域で安心して暮らすことができるよう「地域共生社会」の実現に取り組む必要性があります。

また、少子高齢人口減少社会となり、地域では、つながりや支え合いの基盤が弱まってきており、「我が事」として地域を考えていく必要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、第3期計画の基本理念である「安心できる 心がつながる 支え合う みんなが主役の^{まち}地域づくり ～岩倉市における地域共生社会の実現～」の実現に向け、岩倉市はもとより、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、福祉団体、ボランティア、市民団体、関係団体等と連携し、地域福祉を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご協力をいただきました岩倉市地域福祉計画推進委員会委員の皆様をはじめ、市民、団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会
会 長 伊藤 憲治

目次

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制	5
5 計画策定にあたって踏まえる事項	6
(1)「地域福祉計画」とは	6
(2)地域共生社会とは.....	7
(3)SDGsとは.....	8
第2章 岩倉市の福祉を取り巻く現状と課題.....	9
1 統計データからみる現状と課題.....	10
(1)人口・世帯の状況.....	10
(2)様々な人の状況.....	12
(3)地域の状況	14
2 アンケート調査からみる現状と課題	15
(1)市民アンケート調査の実施概要.....	15
(2)市民アンケート調査結果(一部抜粋)	15
(3)事業所アンケート調査の実施概要	20
(4)事業所アンケート調査結果(一部抜粋).....	20
3 地区懇談会からみる現状と課題.....	22
(1)地区懇談会の実施概要.....	22
(2)結果のまとめ	23
4 第2期計画の評価	24
(1)評価の実施概要	24
(2)行政の支援計画.....	24
(3)社会福祉協議会の支援計画	27
(4)いわくら福祉市民会議の進捗状況	28
(5)いわくらあんしんねっとの進捗状況.....	29
5 各種調査等から把握した岩倉市の現状・課題のまとめ.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念.....	34
2 岩倉市の地域の範囲の状況.....	35
3 計画の基本目標	36

第4章 施策の展開	39
基本目標1 市民の参画による支え合いの ^{まち} 地域づくり	42
(1)支え合いの意識づくり	42
(2)支え合いの担い手の育成	44
(3)地域福祉に関わる団体活動等の活性化.....	46
基本目標2 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある ^{まち} 地域づくり	48
(1)孤独・孤立化の防止.....	48
(2)権利擁護の推進.....	50
(3)多様な困難を抱える人への支援の充実.....	52
(4)安心できる地域づくり.....	54
(5)横断的な福祉サービスの充実.....	56
基本目標3 包括的な支援に向けた体制づくり	58
(1)支え合いのネットワークの強化.....	58
(2)総合相談体制の整備.....	60
(3)重層的支援体制の整備に向けた検討.....	62
岩倉市再犯防止推進計画	64
(1)計画策定の背景と目的	64
(2)計画の基本方針	64
(3)具体的な取組の方向性	65
第5章 計画の推進体制	67
1 計画の推進体制	68
2 計画の進捗管理の手法	69
3 指標一覧	70
資料編.....	73
1 策定の経過	74
2 岩倉市地域福祉計画推進委員会	75
(1)岩倉市地域福祉計画推進委員会条例.....	75
(2)岩倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿	77

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

- 岩倉市(以下「本市」という)では、平成 25 年3月に第1期となる「岩倉市地域福祉計画」を策定し、その後平成 30 年3月に「第2期岩倉市地域福祉計画」を策定しました。第2期計画は、市と社会福祉協議会の一体型の計画であり、また“小学校区ごとに抽出した地域生活課題を解決するための具体的な行動を示した住民活動計画”という位置づけを持った計画として、地域の中で活動する関係機関・団体、ボランティア、サービス事業者等、地域福祉に関わる活動を行う様々な主体と連携して取組を進めてきました。
- 本市における第1期、第2期の地域福祉計画の推進期間中においても、少子高齢化や人々の価値観・ライフスタイル等の多様化により、私たちを取り巻く社会が大きく変化しました。地域で支え合い・助け合う力が低下し、さらに、個別の支援だけでは対応しきれない、既存の制度の枠組に当てはまらない課題の顕在化や地域生活課題の複雑化・多様化といった問題が生じています。
- このような社会情勢を受け、国においては「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示され、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」が改正され、平成 30 年4月に施行されました。
- この改正では、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを行うこと、「地域福祉計画」を福祉の上位計画として位置づけること等が定められています。
- このような国の動向やこれまでの本市における取組、市民意識等を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく地域生活課題に対して、行政や社会福祉協議会、関係機関等が協力し合いながら、制度や分野の枠を超えて柔軟に対応できる包括的な支援体制づくりを推進するため、新たに令和5年度を初年度とする「第3期岩倉市地域福祉計画」(以下、「本計画」という)を策定しました。

2 計画の位置づけ

○「地域福祉計画」は、「社会福祉法」(以下、「法」という)第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。計画には下記の5つの事項を盛り込みました。

○岩倉市社会福祉協議会は、法第 109 条の規定による民間の組織です。「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画であり、本計画と一体的に策定しました。

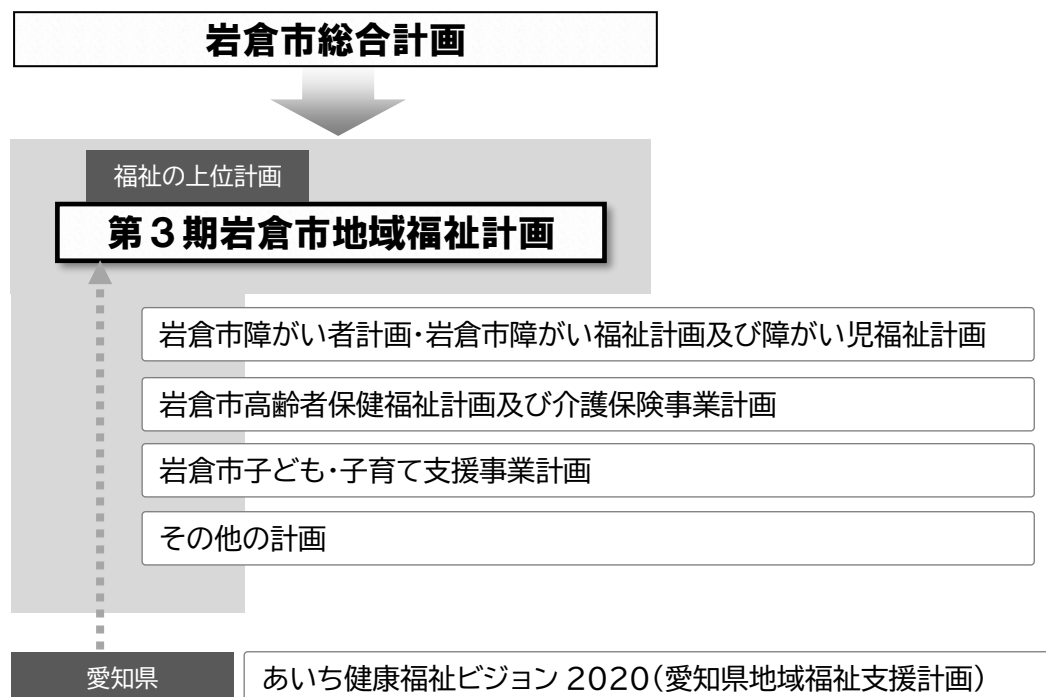
○また、本計画の一部は「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」としても位置づけます。

○本計画は、市の最上位計画である「岩倉市総合計画」や、その他の関連計画と整合を保ちつつ策定しました。

■地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■岩倉市の関連計画の状況



3 計画の期間

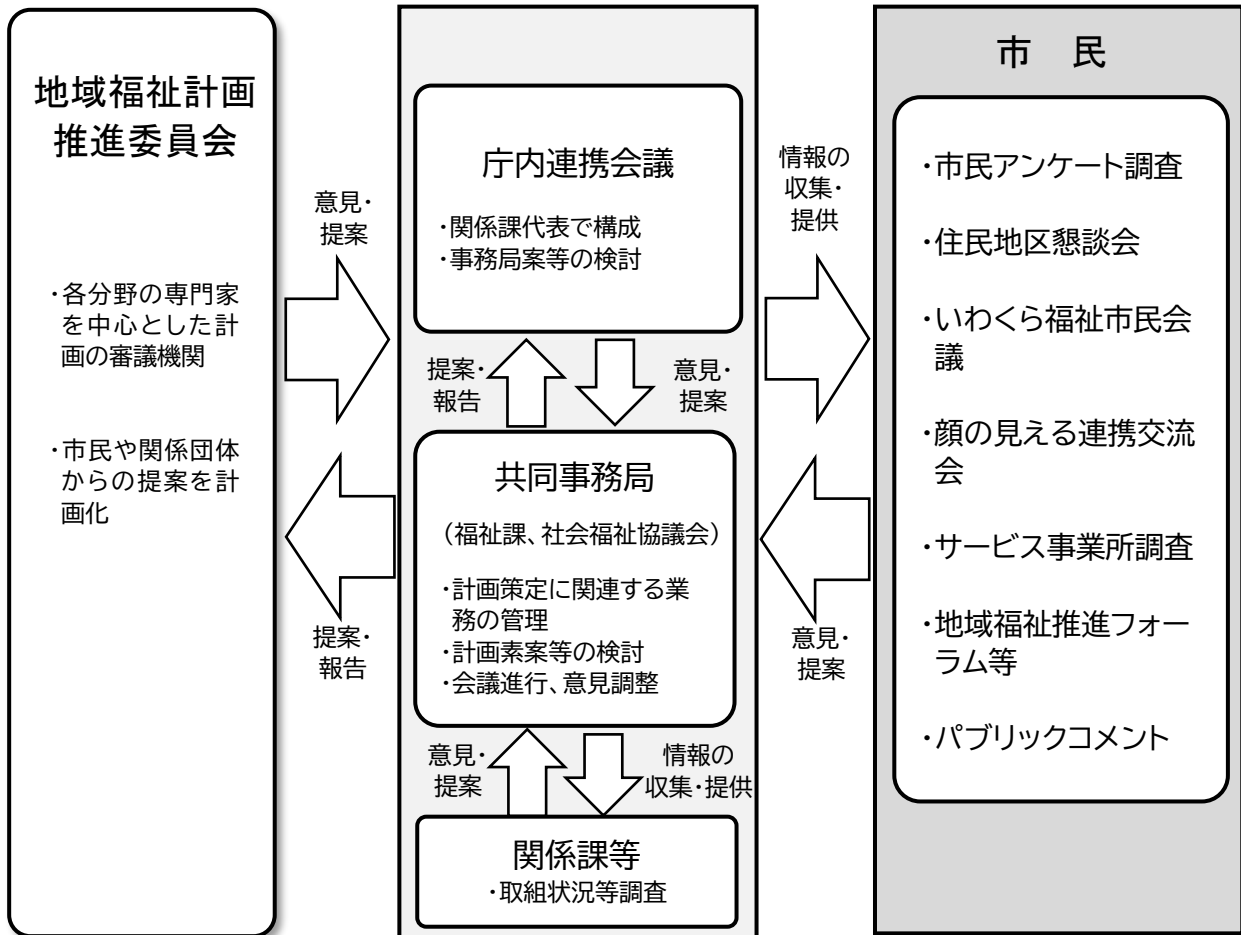
○本計画の期間は令和5年度から令和11年度までの7年間として決めました。障がい者計画をはじめとする個別福祉計画と本計画との関係について、方向性を統一することや管理負担を軽減する観点から、将来的な統合や連動も視野に入れて検討を進めます。また、第1期、第2期計画よりも長期の計画期間となること、令和6年度に重層的支援体制整備事業を実施予定で計画の推進体制を大きく変更する可能性があることから、令和8年度に本計画の中間見直しを行います。

■関連する計画などの期間

計画名	開始	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
岩倉市総合計画	H23	第4次		第5次										
岩倉市地域福祉計画	H30	第2期				第3期								
岩倉市障がい者計画	H30	第5期					第6期							
岩倉市障がい福祉計画	H30	第5期		第6期		第7期		第8期						
岩倉市障がい児福祉計画	H30	第1期		第2期		第3期		第4期						
岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	H30	第7期		第8期		第9期		第10期						
岩倉市子ども・子育て支援事業計画	H27	第1期		第2期				第3期						

4 計画の策定体制

○本計画は、以下のような体制により策定しました。



5 計画策定にあたって踏まえる事項

(1)「地域福祉計画」とは

- 地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村の将来を見据え、地域福祉の理念や仕組み等の基本的な方向を定める計画です。平成 12 年3月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、市町村における地域福祉計画の策定が規定されました。
- 地域福祉計画の策定については、平成 30 年4月の一部法改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。
- また、上記法改正において、法第 106 条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

■改正社会福祉法の概要(平成 30 年4月改正)

地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 2 項関係】

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。また、計画には次の事項を盛り込むことが追加されました。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2)地域共生社会とは

- 以前は暮らしの中で地域や家族同士などの支え合いの機能が存在しており、人々は生活の様々な場面で助け合いながら暮らしてきました。しかし、少子高齢化や家族形態の多様化、人々の価値観や意識の変化によって、支え合いの機能が弱くなってきています。それに合わせて、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとの公的な支援制度が整えられていきました。
- しかし、人口が減少局面に入り、高齢化がより一層進んでいくなかで、地域社会の存続が危ぶまれるような様々な課題がみられるようになってきました。昨今では高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとの対応では難しい、多様化・複雑化した福祉ニーズもみられるようになり、経済的な困窮の問題、老々介護や 8050 問題^{※1}、ひきこもり^{※2}、ヤングケアラー^{※3}などの様々な状況が絡み合った課題が顕在化するようになりました。このような制度の狭間と言われる課題に対応するための取組が求められるようになっていきます。
- このような状況のなかで、分野を超えてつながり、様々な困難に直面した場合でも、お互いが認め合いながら支え合える関係性を再構築することが重要になってきています。そして、誰もが「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、自分ごととして地域社会に参画し、役割を持って、世代・分野を超えてつながり合うことができる地域共生社会の実現が必要となっています。

■「地域共生社会」とは

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※1 8050 問題

80 歳代の親と 50 歳代の子どもを組み合わせによる問題。子どもが無職やひきこもり状態であり、高齢となった親の収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして孤立・困窮するケース等がある。

※2 ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

※3 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子どものこと。


(3)SDGs とは

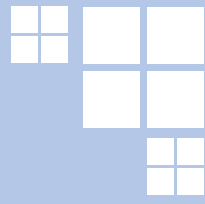
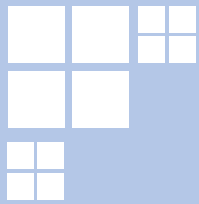
○平成 27 年(2015 年)に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。令和 12 年(2030 年)までの国際目標として、17 の目標、169 のターゲットを掲げており、わが国でも積極的に取り組んでいます。

○令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 5 次岩倉市総合計画」においても、国際社会共通の目標である SDGs を常に念頭に置きながら、施策・事業展開をしていくこととしています。

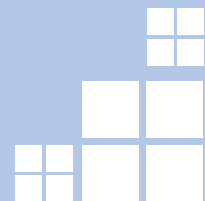
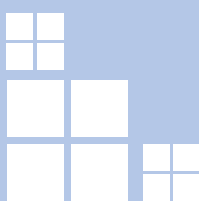
○「第 5 次岩倉市総合計画」において、福祉分野の方向性として以下の目標(ゴール)を設定しています。

■「第 5 次岩倉市総合計画」基本計画における地域福祉分野の方向性

基本目標1	施策		SDGs	
健やかでいつまでも安心して暮らせるまち(健康・福祉)	施策1	母子の健康づくり		 
	施策2	成人の健康づくり		
	施策3	医療・感染症予防		
	施策4	地域福祉		 
	施策5	高齢者福祉・介護保険	     	
	施策6	障がい者(児)福祉		  
	施策7	生活困窮者支援	   	



第 2 章 岩倉市の福祉を取り巻く 現状と課題



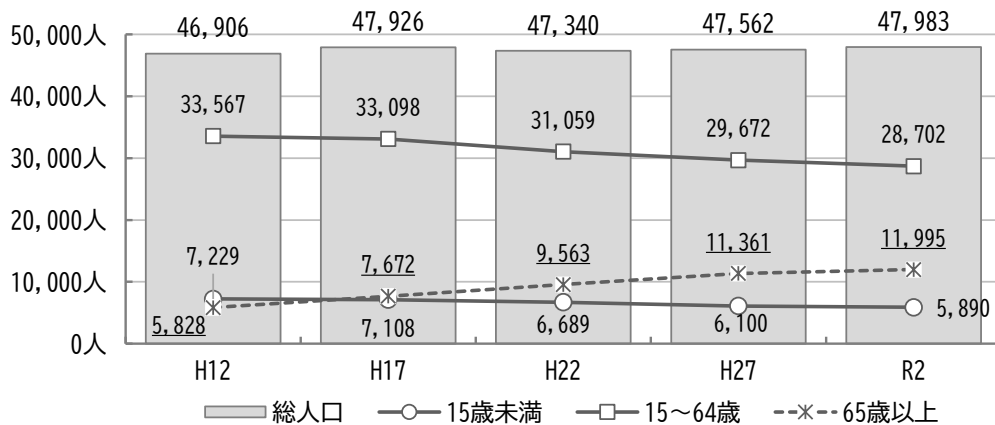
1 統計データからみる現状と課題

(1)人口・世帯の状況

○本市の総人口は増減しながら横ばい状態で推移しており、令和2年国勢調査では47,983人となっています。なお、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口が緩やかに減少傾向にある一方で、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。

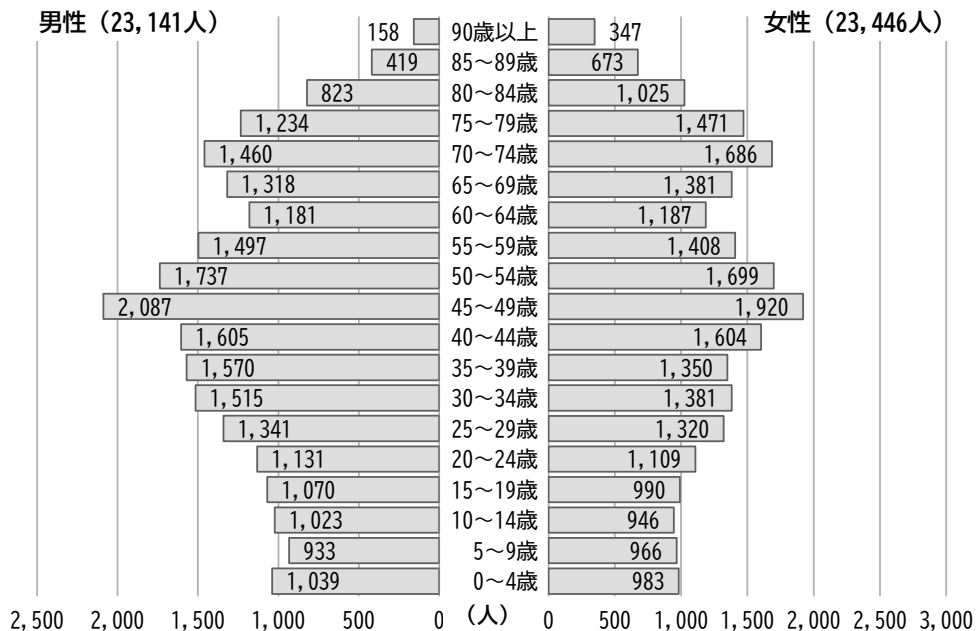
○男女別・年齢階層別人口は、令和2年では男女ともに40歳代後半から50歳代前半と70歳代前半の、いわゆる団塊の世代と団塊ジュニア世代でそれぞれ人口が多くなっています。

■人口の推移



資料:国勢調査

■男女別・年齢別人口の状況(令和2年)



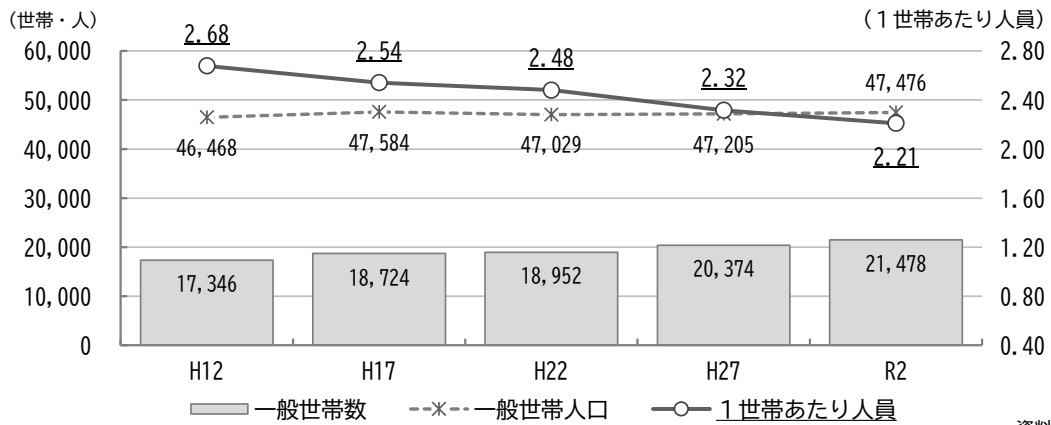
資料:国勢調査※性別の合計は、年齢不詳の男性725人、女性671人を除く。

○一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年には 21,478 世帯となっている一方で、1世帯あたり人員は 2.21 人と、平成 12 年以降減少傾向にあります。

○一般世帯数の構成割合を全国及び愛知県と比較すると、核家族世帯が上回っているものの、ほぼ同様の割合となっています。

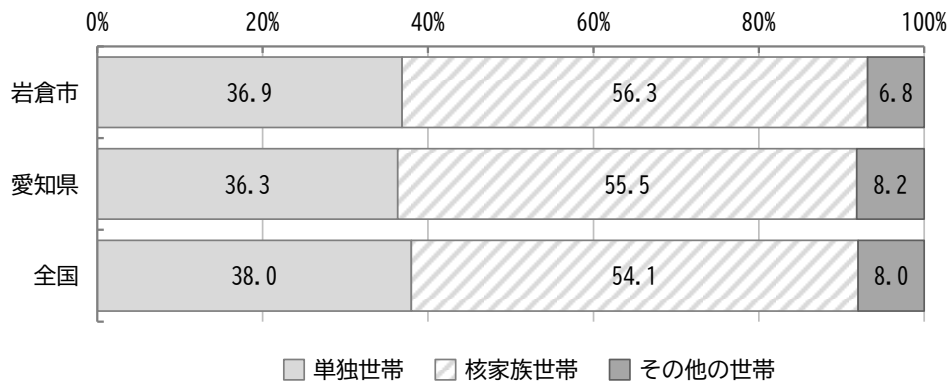
○65 歳以上の高齢単身者世帯、高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあります。

■一般世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

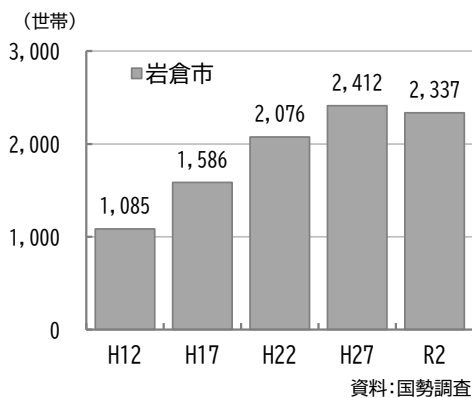
■一般世帯数の構成割合(全国・愛知県との比較:令和2年)



※核家族世帯:「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」のこと。
 ※「その他の世帯」には、世帯の家族類型「不詳」を含む。

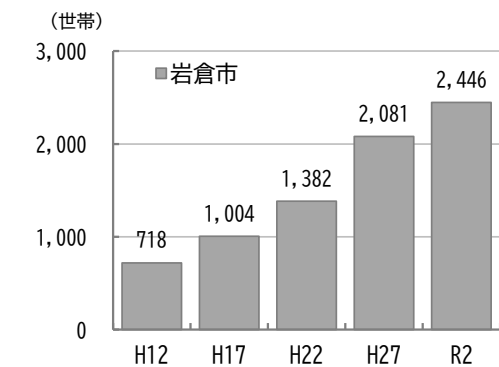
資料:国勢調査

■65 歳以上の高齢単身者世帯数



資料:国勢調査

■高齢夫婦のみの世帯数



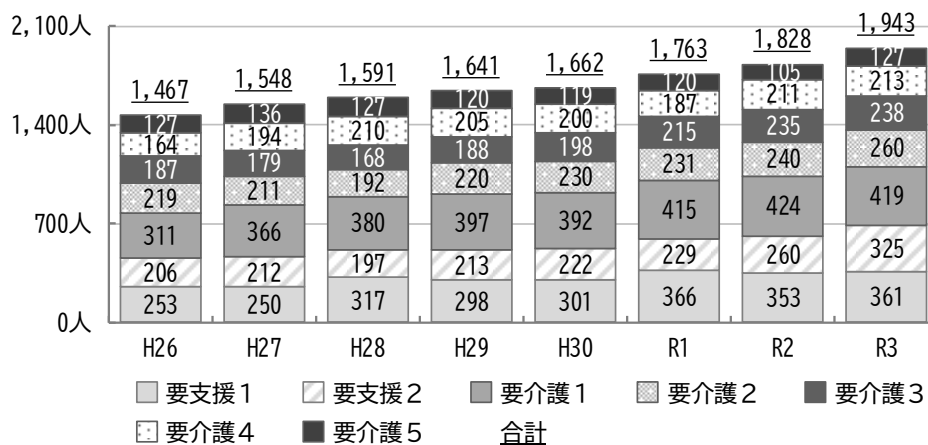
資料:国勢調査(※高齢夫婦:夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦。)

(2) 様々な人の状況

○要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、要支援1・2、要介護1までの軽度の認定者で約半数を占めています。

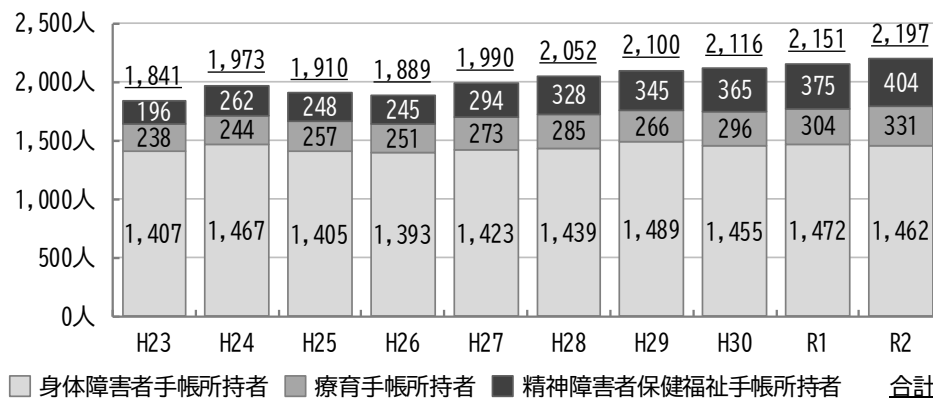
○障害者手帳所持者数は、特に療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向にあります。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■障害者手帳所持者数の推移



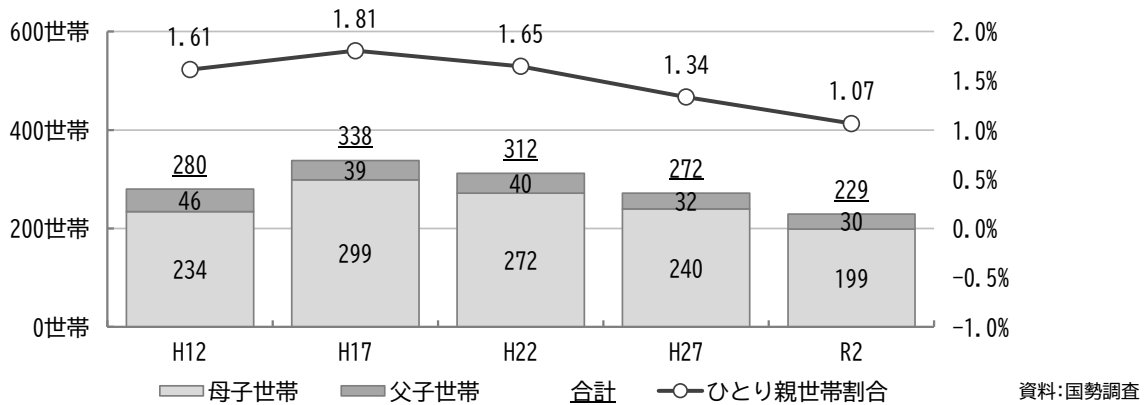
資料：岩倉市障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)

○母子世帯及び父子世帯は、平成 22 年以降減少傾向で推移しており、令和2年には母子世帯 199 世帯、父子世帯 30 世帯、総世帯に占めるひとり親世帯の割合は 1.07%となっています。

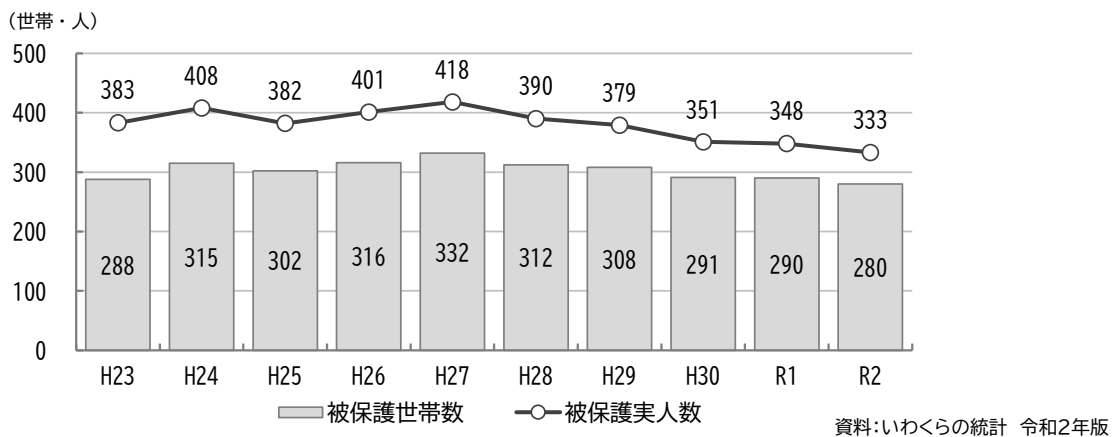
○生活保護の被保護世帯数は、令和2年で被保護世帯が 280 世帯、被保護実人数が 333 人となっています。被保護世帯は、近年 300 世帯前後で推移しており、被保護実人数とともに平成 28 年以降減少傾向となっています。

○外国籍住民数は、平成 28 年以降増加傾向にあり、令和2年には 2,690 人、総人口に占める割合は 5.6%となっています。

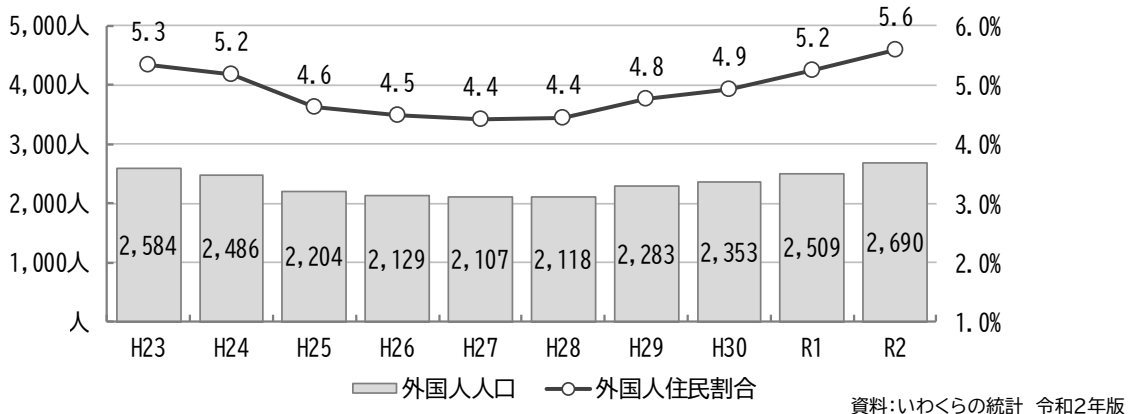
■ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)数及びひとり親世帯割合の推移



■生活保護世帯・人員数の推移(年間延数)

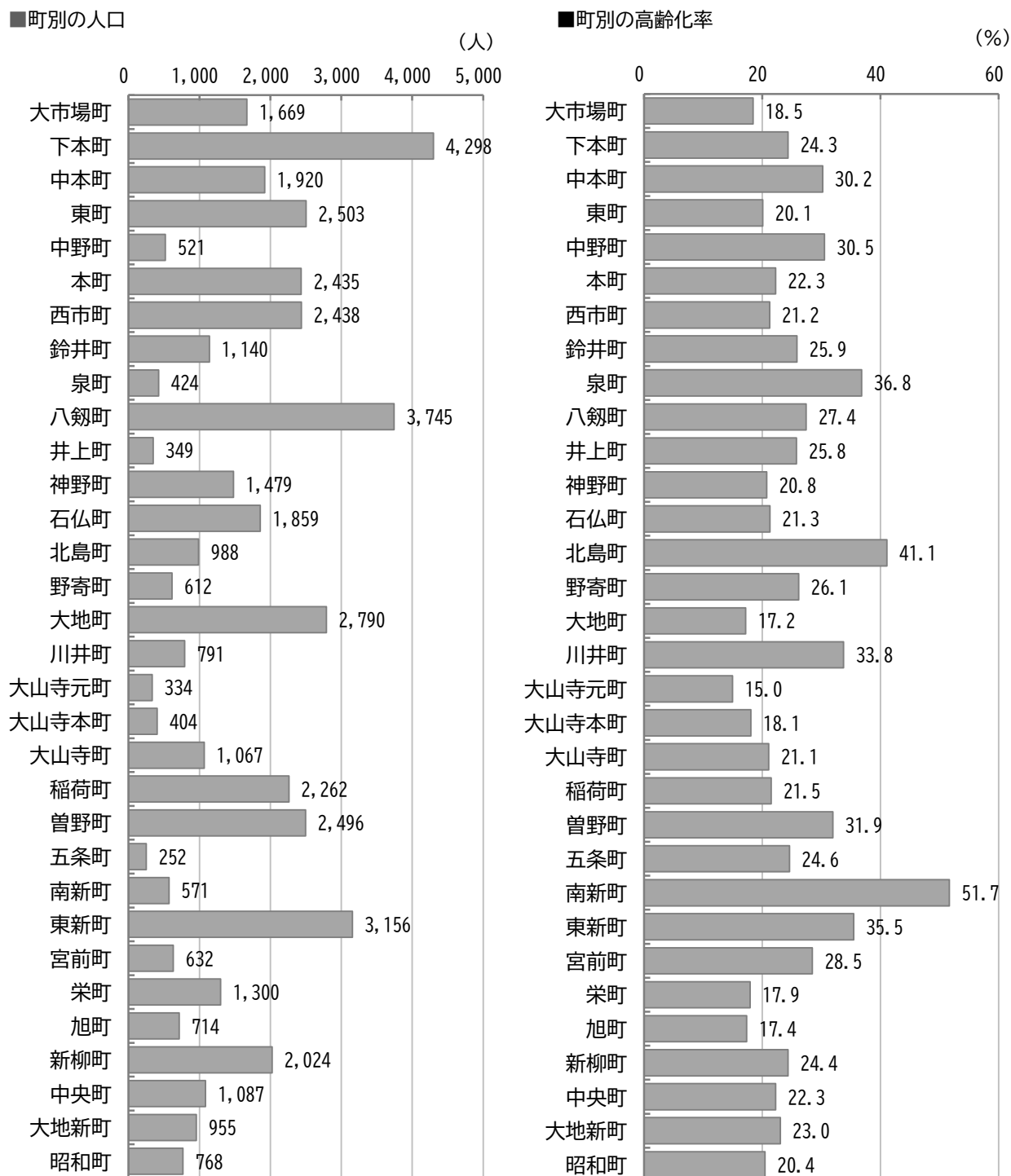


■外国籍住民数の推移(各年3月31日現在)



(3)地域の状況

○町別の人口をみると、それぞれで人口規模が異なります。高齢化率では南新町で 50% を、北島町で 40%を、泉町、東新町、川井町、曾野町、中野町、中本町では 30%を超えており、高齢化が進んでいます。



資料:いわくらの統計 令和4年版(令和2年国勢調査)

2 アンケート調査からみる現状と課題

(1) 市民アンケート調査の実施概要

○本計画策定の基礎資料とするため、住民の皆様の福祉についての考えや意見等に関するアンケート調査を実施しました。

■調査に関する事項

区分	対象者	調査期間	調査方法
市民	18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人	令和3年 9月1日～9月30日	郵送による配布・回収

■配布・回収に関する事項

区分	配布数	回収数	回収率
市民	2,000	554	27.7%

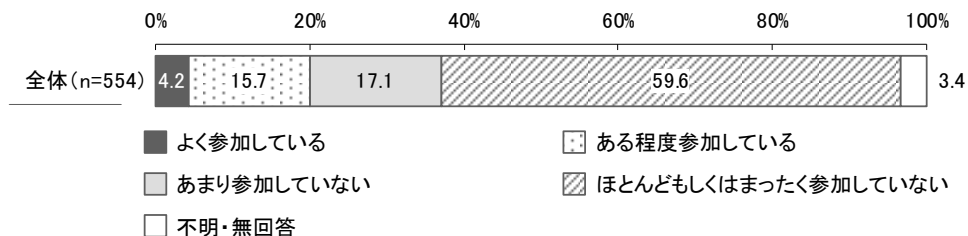
※「n」について…グラフや表中の「n」とは、number of cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表しています。したがって、各選択肢の%に「n」を乗じることで、その選択肢の回答者数が計算できます。

(2) 市民アンケート調査結果(一部抜粋)

①地域活動の経験や関心について

○地域活動にどの程度参加しているかたずねたところ、全体では『参加している』(「よく参加している」「ある程度参加している」の合算)が19.9%、『参加していない』(「あまり参加していない」「ほとんどもしくはまったく参加していない」の合算)が76.7%となっています。年代別でみると、若い世代で特に『参加している』割合が低く、比較的高齢層の活動が活発であることがわかります。参加している活動内容は年代によって違いがあり、10～30歳代では「祭りやイベント活動」が、40歳代以上では「自治会の活動」がそれぞれ高くなっています。

■地域活動にどの程度参加しているか(単数回答) 問7



○地域活動に参加していない人に、その理由をたずねたところ、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が40.0%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が24.5%、「付き合いがわずらわしいから」が19.8%となっています。年代別でみると、50歳代までは「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が、60歳代以上では「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が最も多くあげられています。

■活動しない理由・年代別クロス(複数回答・回答の多い上位5位)※地域活動に参加していない人に限定 問7-2

	10~30歳代(n=102)		40・50歳代(n=137)		60歳以上(n=179)	
1	仕事や家事・介護・育児など、他にやることあって忙しいから	55.9%	仕事や家事・介護・育児など、他にやることあって忙しいから	48.9%	自分の趣味や余暇活動を優先したいから	27.9%
2	自分の趣味や余暇活動を優先したいから	25.5%	付き合いがわずらわしいから	25.5%	仕事や家事・介護・育児など、他にやることあって忙しいから	23.5%
3	参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのかわからないから	23.5%	行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから	24.1%	参加したいが、病気や障がいなど身体的な理由で参加しづらいから	19.0%
4	行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから	22.5%	自分の趣味や余暇活動を優先したいから	19.0%	付き合いがわずらわしいから	18.4%
5	役員などになっていないから	17.6%	参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのかわからないから	16.8%	行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから	12.8%

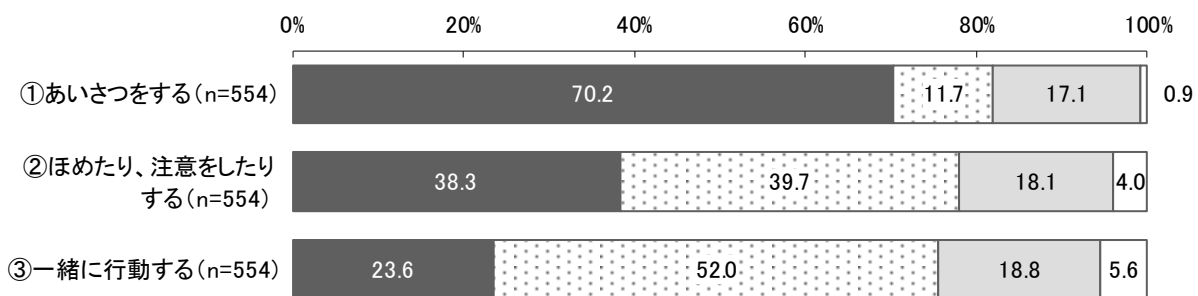
結果からわかること

- 地域課題解決への取組や活動団体への参画状況、計画策定への関心はいずれも低調。
- 活動は若年層で特に低調であり、60歳代以上でやや活発。
- 活動していない人(約6割)の活動しない理由は「忙しい」「自分の趣味等を優先したい」「わずらわしい」が多い。

②子どもとの関わりや地域の信頼感・近所付き合いについて

○中学生以下の子どもに対する関わりでは、「①あいさつをする」割合が70.2%、「②ほめたり、注意をしたりする」割合が38.3%、「③一緒に行動する」割合が23.6%となっています。

■岩倉市の中で中学生以下の子どもに次のようなことをしたことがあるか(単数回答) 問5



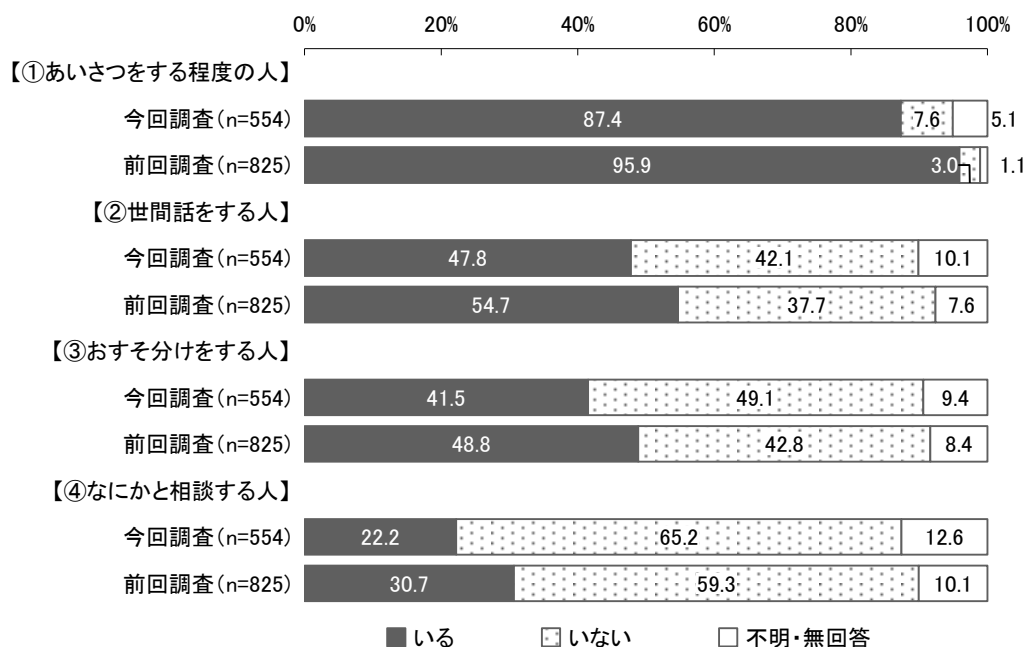
■ ある □ ない □ 子どもに会うことがない □ 不明・無回答

○住んでいる町内会・自治会の人々はお互いに信頼しあっていると思うかたずねたところ、『信頼しあっている』（「信頼しあっている」「やや信頼しあっている」の合算）が 42.1%、「どちらとも言えない」が 48.4%、『信頼しあっていない』（「やや信頼しあっていない」「信頼しあっていない」の合算）が 6.6%となっています。

○現在、近所の人とどの程度の付き合いをする人がいるかたずねたところ、『①あいさつをする程度の人』がいる割合が 87.4%、『②世間話をする人』がいる割合が 47.8%、『③おすそ分けをする人』がいる割合が 41.5%、『④なにかと相談する人』がいる割合が 22.2%となっています。前回調査と比較してみると、いずれも「いる」割合が減少しており、近所づきあいが希薄になっていることがうかがえます。

■現在、近所の人とどの程度の付き合いをする人がいるか(単数回答) **問10**

※経年比較(今回調査は令和3年度、前回調査は平成28年度に実施(以下調査も同様))



結果からわかること

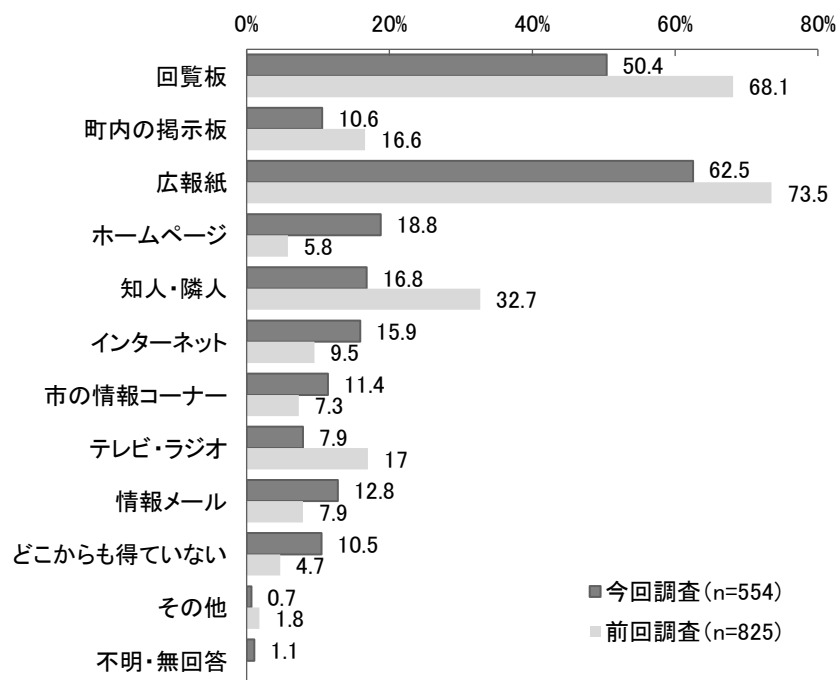
- 地域の子どもへあいさつする関係づくりは約7割でできている。
- 地域のお互いの信頼感は「どちらとも言えない」と感じている人が約半数であり、日頃から地域との関係性に関心を持っている人が少ないことがうかがえる。
- 近所付き合いは、ほとんどの人であいさつをする程度の人がいるが、全体的に以前に比べて希薄になってきている。

③相談や情報について

○暮らしの中で何か困ったことが生じた場合に頼りにしている人をたずねたところ、「家族」が78.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が39.2%、「近所の人」が18.8%となっています。「そのような人はいない」は全体で6.5%(36件)であり、年代別でみると60歳以上が16件、40・50歳代で14件と、中高年層で多くなっています。

○地域福祉活動の情報の入手先をたずねたところ、「広報紙」が62.5%、「回覧板」が50.4%となっています。前回調査よりも「ホームページ」「インターネット」が増加しています。

■地域福祉活動の情報の入手先(単数回答) 問15 ※経年比較



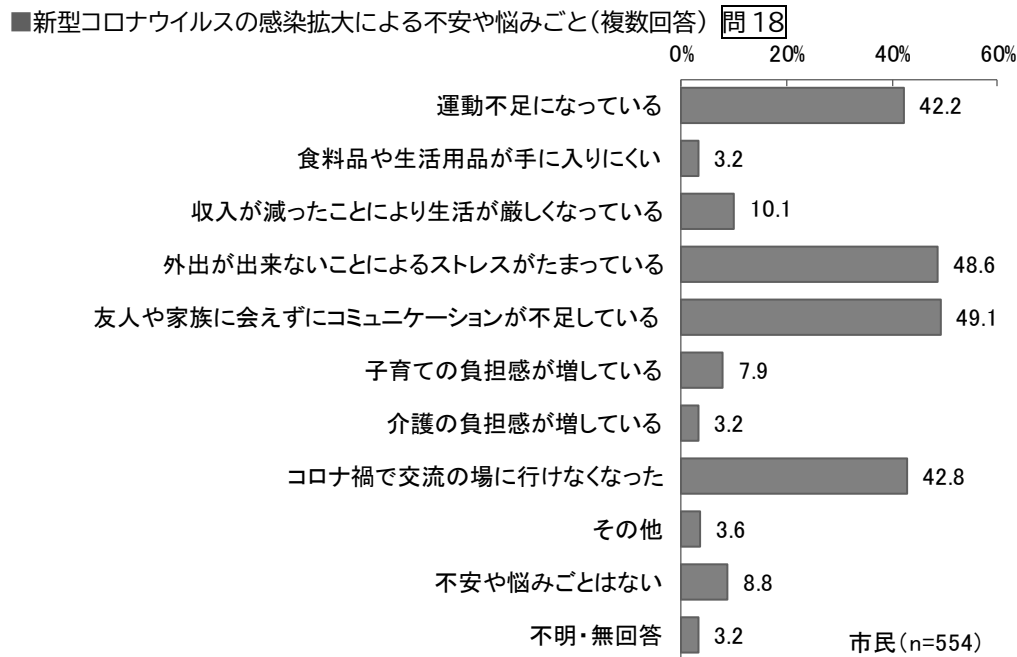
結果からわかること

- 「家族」「友人・知人」といった身近な人が困った際の相談相手となっている。
- 困ったことがあったときに頼る相手がない人は6.5%であり、主に中高年層。
- 地域福祉の情報入手先は「広報紙」「回覧板」が中心。一方で約1割が「どこからも得ていない」としており、情報が届いていない、または必要としていない。

④新型コロナウイルスの感染拡大の影響について

○新型コロナウイルスの感染拡大による不安や悩みごとについて、全体では「友人や家族に会えずにコミュニケーションが不足している」が 49.1%、「外出が出来ないことによるストレスがたまっている」が 48.6%、「コロナ禍で交流の場に行けなくなった」が 42.8%、「運動不足になっている」が 42.2%と、いずれも4～5割の回答がみられます。

○年代別でみると、10～30 歳代では他の年代に比べて「子育ての負担感が増している」が、40・50 歳代で「収入が減ったことにより生活が厳しくなっている」がやや高くなっています。



■新型コロナウイルスの感染拡大による不安や悩みごと(複数回答・回答の多い上位5位) 問18

	10～30 歳代(n=113)		40・50 歳代(n=183)		60 歳以上(n=246)	
1	外出が出来ないことによるストレスがたまっている	59.3 %	外出が出来ないことによるストレスがたまっている	50.3 %	友人や家族に会えずにコミュニケーションが不足している	51.2 %
2	友人や家族に会えずにコミュニケーションが不足している	45.1 %	友人や家族に会えずにコミュニケーションが不足している	49.2 %	運動不足になっている	50.4 %
3	コロナ禍で交流の場に行けなくなった	44.2 %	コロナ禍で交流の場に行けなくなった	39.9 %	コロナ禍で交流の場に行けなくなった	44.7 %
4	運動不足になっている	42.5 %	運動不足になっている	31.1 %	外出が出来ないことによるストレスがたまっている	43.5 %
5	子育ての負担感が増している	22.1 %	収入が減ったことにより生活が厳しくなっている	13.7 %	不安や悩みごとはない	8.5 %

結果からわかること

- 感染症によって、人と会えない、外出ができないことにおいて精神的な影響が大きく出ている。
- 30 歳までは子育ての負担増、40・50 歳代では経済的な不安、60 歳代以上ではコミュニケーションの不足や運動不足が課題としてみられる。

(3)事業所アンケート調査の実施概要

○本計画策定の基礎資料とするため、市内福祉サービス事業所の連携状況や課題等に関するアンケート調査を実施しました。

■調査に関する事項

区分	対象者	調査期間	調査方法
サービス事業所	市内の障がい福祉事業所と介護保険サービス事業所	令和4年 10月17日～ 10月31日まで	郵送配布またはメールにて配布。回答形式は郵送、FAX、メール、回答フォームから任意

■配布・回収に関する事項

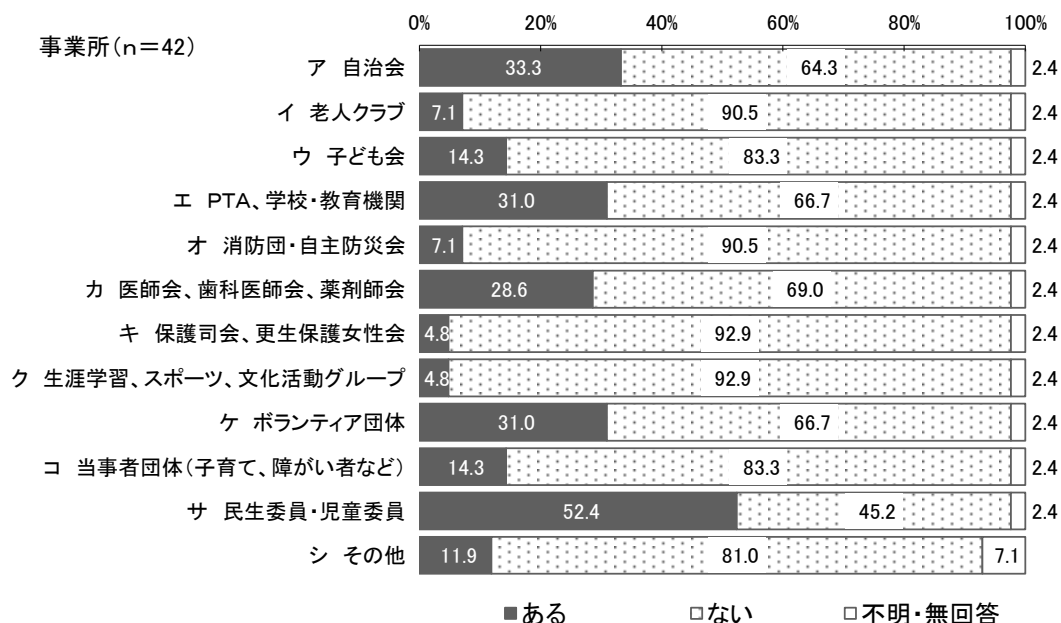
区分	配布数	回収数	回収率
サービス事業所	62件	42件	67.7%

(4)事業所アンケート調査結果(一部抜粋)

①地域や関係機関等との連携について

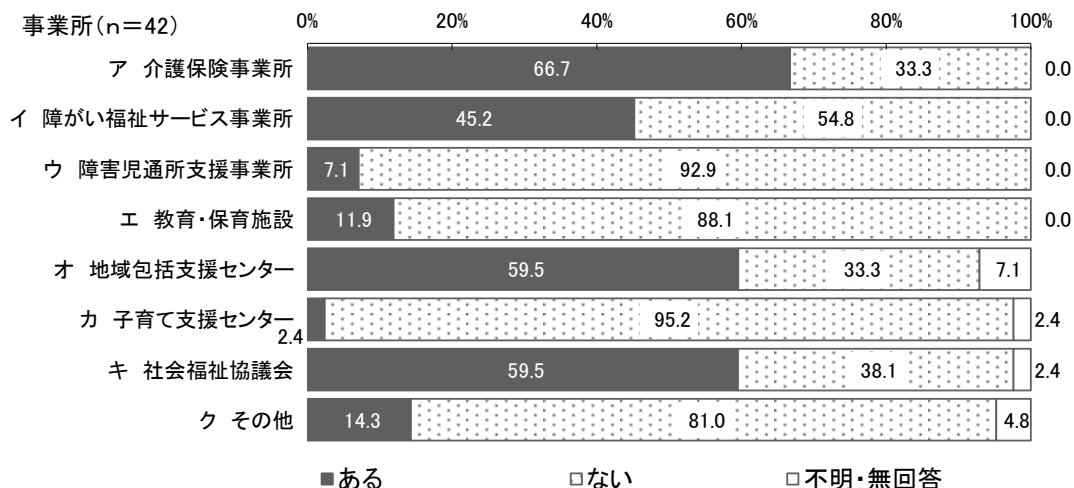
○地域組織・団体等と連携や交流等の状況をたずねたところ、連携が「ある」で「民生委員・児童委員」が52.4%と最も高く、次いで「自治会」が33.3%となっています。

■岩倉市の地域組織・団体等と連携や交流等があるか(それぞれ単数回答) 問2



○他のサービス提供事業所や関係機関等との連携や交流等の状況をたずねたところ、連携が「ある」「介護保険事業所」で 66.7%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」がそれぞれ 59.5%となっています。

■他のサービス提供事業所や関係機関等と連携があるか(それぞれ単数回答) 問6



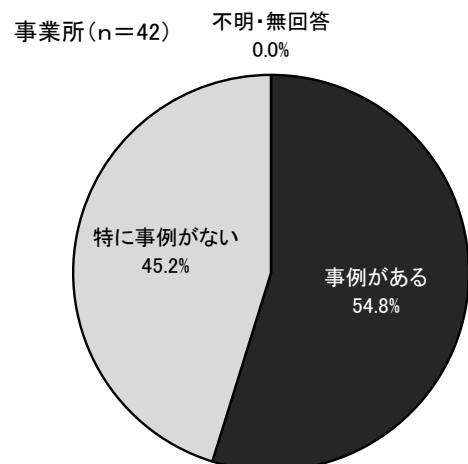
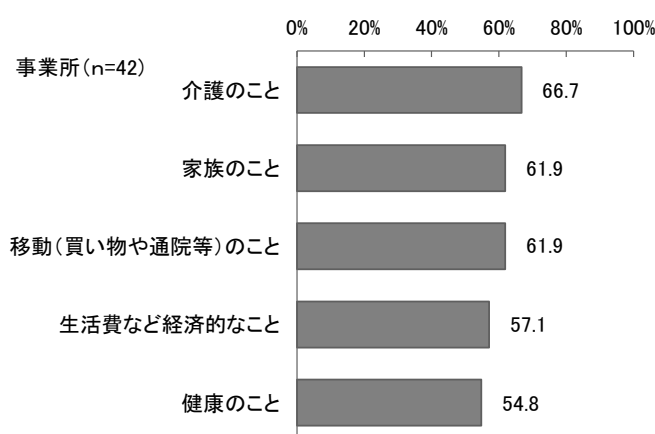
②利用者の悩み等や複合的な課題について

○サービス利用者との関わりの中で、特に相談を受ける悩みごとや不安等をたずねたところ、「介護のこと」が 66.7%と最も高く、次いで「家族のこと」「移動(買い物や通院等)のこと」がそれぞれ 61.9%となっています。その他、経済的な問題の割合も高くなっています。

○事業所の活動や業務を通じて、既存の制度やサービスで対応が難しい、自分たち単独では解決できないと感じたことや、岩倉市において気になる事例・問題をたずねたところ、「事例がある」が 54.8%となっており、半数を超えています。その内容はひきこもりに関すること、ヤングケアラーに関すること、生活困窮者に関する事など多岐に渡っています。

■特に相談を受ける悩みごとや不安等(複数回答) 問8

■既存の制度やサービスで対応が難しい事例等の有無(複数回答) 問9



3 地区懇談会からみる現状と課題

(1)地区懇談会の実施概要

○本計画の策定にあたり、令和3年9月に実施したアンケートの結果を活用し、地域福祉について住民の皆様と意見交換をする場として開催しました。

■実施概要

	内容
開催年月	令和3年 11月 13日、14日
開催時間	午前 9時 30分～午前 11時 30分(2時間)
開催場所	岩倉市役所7階 大会議室
実施形態	対面による実施のほか、オンラインを通じた実施
参加人数	11月13日:20人 11月14日:20人(うちオンラインによる参加者3人)

■テーマ

より多くの方が「地域福祉に関心をもつ」
「地域活動に参加する」ために必要なことは？



(2)結果のまとめ

○住民地区懇談会で出された意見(アイデア)をまとめると、主に次のような結果に取りまとめられます。

提案1 危機意識や地域福祉推進の「ビジョン」の共有

地域福祉に関して、なぜ必要なのか、どうして推進しなければならないのかといった共通認識が市民の間でなされていないことが問題ではないかという意見が複数あげられています。漠然とではなく、具体的に達成することでの成果やイメージ、自分や周囲の生活にどのようなかわりがあるのかといった事項を示していくことが重要です。

提案2 「ターゲット」を明確にした上での情報発信の工夫

地域で行われている福祉活動等について、どのような取組があるのかわからない、どのように参加したらよいかかわからないという意見があげられています。世代によっては回覧板や広報紙などを見ないことも多く、SNSなどを活用して若い世代、子育て世代等に情報が届くような工夫が必要です。

提案3 組織の「負担」を減らし、「楽しみ」を増やす

地域での活動に対し、役員等の役割などが負担になっていることが課題としてあげられています。そこに対し、立場の平等化、役割の分かち合い、各種手順の簡略化、組織の小規模化などを行うことによって、参加のハードルを下げるという提案があがっています。その上で、活動には楽しめる企画、付加価値のある体験など、内容そのものの充実を図ることや、特定の人だけではなく広く誰でも参加できること等が大切という意見が出されています。

提案4 子どもをきっかけとして入口を開く、世代交流を図る

子どもをきっかけにして活動へ参加しやすくする、その保護者への効果を波及させるアイデアが複数あげられました。子ども時代に地域と関わった経験が、長期的にも地域活動に参加する人を増やすことにつながるかもしれません。また、子どもが参加すること、家で活動を保護者に伝えることで子育て世代への地域活動に参加する意識づくりにもつながることが期待できます。

提案5 日常的な声かけや、あいさつするなどの「つながりづくり」

活動への参加のきっかけとして、仲間がいたことや声かけがあったことなど、周囲の人とのつながりが基盤となっていることが多く聞かれました。また、活動を通じて人脈が広がるなど、地域とのつながり、日常的な交流が個人の生活の豊かさにもつながっています。目新しいことではなく、地道なことですが、日々の声かけやあいさつといった基本的なことがやはり大切なのではないか、という意見が出されています。

4 第2期計画の評価

(1) 評価の実施概要

○計画の各施策や取組について、関係各課に進捗状況等を確認し、評価を行いました。評価は4段階で行い、概要は以下の通りとなっています。

- 評価の仕方
 - A:計画どおり進行中
 - B:概ね計画どおりだが、一部未実施
 - C:未着手
 - D:停止または完了

(2) 行政の支援計画

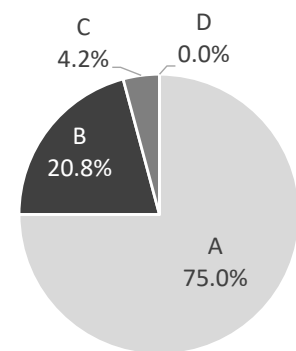
目標1(生活)

地域でのつながりを実感しながら生活する－人と人とのつながり、さわやかな助け合い－

目標1は、交流の場づくり、イベント等の孤立を防ぐための取組や、住民自身による支援のしくみづくり等に関する施策で構成されています。

評価は全体でAが75.0%(18施策)、Bが20.8%(5施策)、Cが4.2%(1施策)、Dが0.0%(0施策)とAの評価が多く、大部分が計画通りに進行されています。

サロンの質・量の充実に関して順調に推進されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部未実施となっている取組も出ています。C判定は、空き家バンクの活用に関するもので、登録物件がなかったため、未着手となっています。



■基本目標1の各取組の評価

項目 ※()は施策数	評価(%)			
	A	B	C	D
1 家に閉じこもりがちになりやすい高齢者が外出しやすい環境をつくりましょう(7)	28.6	57.1	14.3	0.0
2 子育て世代の母親が地域で孤立しないような体制を整えましょう(8)	100.0	0.0	0.0	0.0
3 さまざまな文化的背景を持つ住民との交流を通してお互いを理解しましょう(3)	100.0	0.0	0.0	0.0
4 地域での行事やイベントにたくさんの人が参加できるような環境をつくりましょう(3)	66.7	33.3	0.0	0.0
5 日常生活上のささいな困りごとを助けあえるまちにしましょう(3)	100.0	0.0	0.0	0.0
合計(24 施策)	75.0	20.8	4.2	0.0

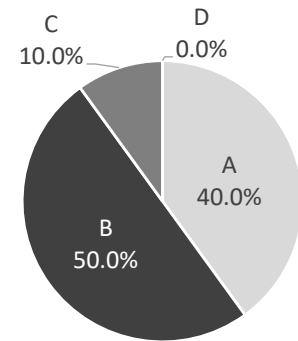
目標2(介護)

介護や見守りが必要な人が安心して暮らす－本人も家族も安心のご近所ネットワーク－

目標2は、介護が必要な人や認知症の人への支援等に関する施策で構成されています。

評価は全体でAが 40.0%(4施策)、Bが 50.0%(5施策)、Cが 10.0%(1施策)、Dが 0.0%(0施策)とBの評価が多く、概ね推進されています。

サロンの立ち上げや講師の派遣、認知症サポーターの養成や認知症ケアパス等の支援に関する情報共有などが順調に推進されています。C判定は、目標1と同様の事業である空き家バンクの活用に関するものとなっています。



■基本目標2の各取組の評価

項目 ※()は施策数	評価(%)			
	A	B	C	D
1 認知症の人が安心して外出や活動できる場所を増やしましょう(7)	28.6	57.1	14.3	0.0
2 介護が必要になった時に相談する場所や利用できるサービスへの理解を深めましょう(3)	66.7	33.3	0.0	0.0
合計(10 施策)	40.0	50.0	10.0	0.0

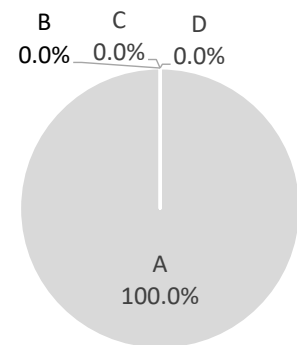
目標3(環境)

子どもたちをはじめ住民の方々が伸び伸びと過ごすことができる環境をつくる－地域の見守りと生活マナーの向上－

目標3は、地域での子どもの見守りの強化や、ごみ出しに関するマナーの周知、きれいな集積所の維持等に関する施策で構成されています。

評価は全体でAが 100.0%(9施策)、B、C、Dがそれぞれ 0.0%(0施策)と、すべてがAの評価となっています。

通学路や集合場所への安全安心カメラの設置、防鳥ネットの提供や様々な媒体によるごみ出しルールの周知等、順調に推進されました。



■基本目標3の各取組の評価

項目 ※()は施策数	評価(%)			
	A	B	C	D
1 子どもが安全に登下校できるような体制をつくりましょう(5)	100.0	0.0	0.0	0.0
2 ごみ出しのマナーを守りましょう(4)	100.0	0.0	0.0	0.0
合計(9施策)	100.0	0.0	0.0	0.0

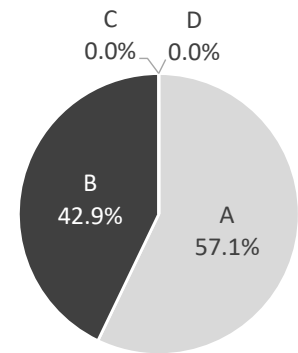
目標4(防災)

いざというときに助け合える地域をつくる－災害時支援の充実、共助社会の構築－

目標4は、地域で助け合える関係構築の支援や、災害時要支援者の安全な避難支援等に関する施策で構成されています。

評価は全体でAが 57.1%(4施策)、Bが 42.9%(3施策)、C、Dがそれぞれ 0.0%(0施策)とAの評価が多く、すべての事業が進行されています。

サロン活動等を通じた地域でのつながりづくりの支援や、小学校区ごとの地域合同防災訓練での要支援者の安否確認、名簿の作成・更新等に関して順調に推進されています。



■基本目標4の各取組の評価

項目 ※()は施策数	評価(%)			
	A	B	C	D
1 災害時の要配慮者の避難について備えを行っていきましょう(7施策)	57.1	42.9	0.0	0.0
合計(7施策)	57.1	42.9	0.0	0.0

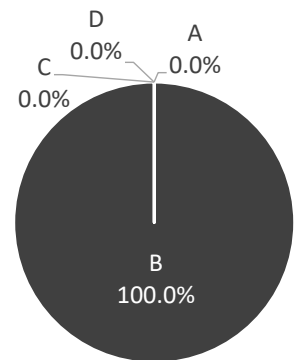
目標5(健康)

いきいきと健やかな生活をおくる－みずから学び、みずからつくる“健幸”を実践－

目標5は、健康づくり勉強会などの場所・機会の創出に関する施策で構成されています。

評価はBが 100.0%(4施策)となっており、概ね進行されていますが一部未実施がありました。

自ら健康維持ができるようにするための「健康チェックの日」「医師の健康相談」等の開催、講座への専門職の派遣、生涯スポーツ教室などへの参加支援に関して順調に推進されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大会・教室等が中止となるなど、一部未実施となっている取組も出ています。



■基本目標5の各取組の評価

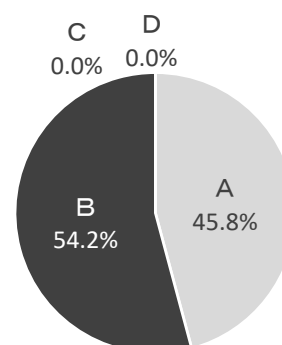
項目 ※()は施策数	評価			
	A	B	C	D
1 健康を保つための知識をもち、身体を動かしたり活動できる場所を増やしましょう(4)	0.0	100.0	0.0	0.0
合計(4事業)	0.0	100.0	0.0	0.0

(3)社会福祉協議会の支援計画

社会福祉協議会の支援計画では、未就学児の交流支援や子どもの見守り強化などの子育て支援、サロン開催や多世代参加のイベントなどの交流促進、地域内でのお助け隊やごみ出しルールの周知などの地域生活支援、要支援者避難計画の作成や防災マップの活用などの防災支援等に関する施策で構成されています。

評価は全体でAが 45.8%(11 施策)、Bが 54.2%(13 施策)となっており、すべての施策・事業が推進されています。

多世代が参加できるサロンやイベントの開催、介護に関する情報の周知等に関して順調に推進されています。



■社会福祉協議会の支援計画の評価

項目 ※()は施策数	評価(%)			
	A	B	C	D
1 自宅開放や公会堂などを利用した茶話会開催(3)	66.7	33.3	0.0	0.0
2 未就学児の母親交流会開催・子ども会との協力(2)	0.0	100.0	0.0	0.0
3 広報などを通じて外国籍の人に呼び掛ける(2)	50.0	50.0	0.0	0.0
4 多世代が同時に楽しめるイベントを行う(4)	100.0	0.0	0.0	0.0
5 校区内のお助け隊のような組織を考える(3)	0.0	100.0	0.0	0.0
6 校区内の回覧板などで情報を共有する(2)	100.0	0.0	0.0	0.0
7 近隣をはじめ、地域での見守りの体制を強化する・通学路マップなどを作成し、配布する(2)	50.0	50.0	0.0	0.0
8 ごみが飛び散らないような工夫をする・回覧板などでルールについて周知をする(1)	0.0	100.0	0.0	0.0
9 組ごとに要支援者避難計画を作成する(1)	0.0	100.0	0.0	0.0
10 防災マップを活用して、避難場所について考える(1)	100.0	0.0	0.0	0.0
11 生活で実践できるような健康に関する勉強会・健康づくりに関心がある人どうしが集まれる機会(3)	0.0	100.0	0.0	0.0
合計(24 施策)	45.8	54.2	0.0	0.0

(4)いわくら福祉市民会議の進捗状況

○第2期計画では、小学校区ごとに「住民活動計画」を策定し、各年度、会議を開催するなどして取組の推進を図ってきました。各小学校区の主な成果は次のとおりです。

○計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から会議が開催できない状況が続き、活発に推進することが難しい状況もありました。

小学校区	成果の概要
北小	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通学路危険箇所マップ」を作成 ・「通学路危険箇所マップ」を PTA に報告、児童に配布、地域へ回覧 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に作成した「通学路危険箇所マップ」を活用した既存の地域団体による見守り活動を実施
南小	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難支援計画の整備 ・各行政区で実施している防災訓練の情報共有→校区防災訓練における要支援者も参加できる仕組み、雨天時のメニューの提案
東小	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通学路見守りマップ」を作成 ・「通学路見守りマップ」について警察と意見交換 ・「通学路見守りマップ」を児童に配布、地域へ回覧 ・上記について岩倉団地自治会と東小 PTA と連携し取り組んだ
五条川小	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会資源(地域活動)まとめシートの作成 ・通学時の児童の見守りマップ(案)の作成をゆうわ会・子ども会・PTA と連携し取り組んだ
曾野小	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報の幅広い世代への周知を目的に地域の Facebook ページの開設 ・Facebook 周知のチラシを作成し、各区で回覧

(5)いわくらあんしんねっこの進捗状況

○平成30年から、福祉の専門職同士で連携を図ることを目的に「顔の見える連携交流会」を開催してきました。主な実施内容は次のとおりです。

実施概要	実施内容
平成30年2月9日(金) 岩倉市生涯学習センター 研修室1・2 出席者:55名	・講演及びグループワーク テーマ:「多職種の職務を知り連携のあり方を考える」 講師:汲田 千賀子 氏(同朋大専任講師)
平成31年2月14日(木) 岩倉市生涯学習センター 研修室1・2 出席者:54名	・講演及びグループワーク テーマ:「地域包括ケアシステムにおける多職種連携の重要性」 講師:長岩 嘉文 氏(日本福祉大学中央専門学校校長、岩倉市地域自立支援協議会会長)
令和元年7月30日(火) 岩倉市生涯学習センター 研修室1・2 出席者:42名	・ワールドカフェ(グループワーク) テーマ:「顔の見える関係性をつくろう」
令和元年11月19日(火) 岩倉市生涯学習センター 研修室1・2 出席者:42名	・ワールドカフェ(グループワーク) テーマ:「連携を促進するために」 以下の問題から興味のある問題について話し合い ①8050問題 ②ダブルケア ③障がい児から障がい者への移行 ④機能不全家族 ⑤お金がない!? ⑥65歳問題
令和3年3月2日(水) アンケート調査実施 送付:46事業所 回答:10事業所	・コロナ禍での取組について下記内容でアンケート調査を実施(アンケート結果は別添のとおり) ①利用者への支援で工夫したことについて ②他機関との連携について工夫したこと ③現在も対応に苦慮していること、困っていること
令和4年2月15日(火) オンライン交流会 出席者:19名	・グループワーク ①事業所の紹介 ②自分の仕事について紹介 ③他事業所に聞いてみたいことを質問
令和4年11月30日(水) 岩倉市役所7階 委員会室 出席者:25名	・グループワーク テーマ:複雑・複合的なケースの支援にあたって、皆さんが悩んだ(悩んでいる)ことの原因について

5 各種調査等から把握した岩倉市の現状・課題のまとめ

【統計データ】

- 本市の人口は横ばいとなっており、少子高齢化も進行しています。また、単独世帯や核家族世帯が増加し、世帯規模も縮小しており、地域の担い手の減少、支え合いの機能の低下等が危惧されます。
- 介護保険の要支援・要介護認定者、障害者手帳所持者、外国籍住民等も増加傾向にあり、様々な状況にある人が増えています。

【アンケート】

- 地域活動への参加や地域づくり・地域福祉等に対する意識は、以前よりも低迷しています。地域のつながりはより希薄化している状態であり、「地域よりも個人・家庭」に充実を見出す傾向がより強くなっています。これは社会情勢や人々のライフスタイル等の変化も関連している結果だと考えられますが、第3期計画では、このような地域関係の希薄化等の状況に対して行政・社会福祉協議会でどのように地域共生社会の実現に向けた機運を醸成していくのか、対策を示していく必要があります。
- 市民アンケートの中では、少数ではありますが、困りごとがあった場合に頼れる人がいない、気軽に集まる場所を持っていない、福祉情報をどこからも得ていない、といった福祉とのつながりが薄い・持っていない人も見受けられます。近年注目されるSDGsで掲げられているような「誰一人取り残さない」社会づくりに向けて、このような人々へのどのようにアプローチしていくべきかも検討していく必要があります。
- 福祉事業所アンケートでは、半数以上の事業所が既存の制度やサービスで対応が難しい事例を経験したことがあると回答しています。全国的に課題となっている複雑・複合的な福祉課題が岩倉市においても出てきていることが見えてきています。

【地区懇談会】

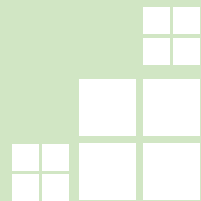
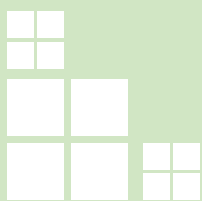
- 住民地区懇談会は、これから地域の人に地域福祉に関心を持ってもらったり、参加してもらったりするために具体的にどのような取組が必要かというアイデアを、市民視点から話し合ってもらいました。その結果、情報発信の工夫をすること、子どもの参加を促進させること、組織の在り方や実施するプログラムを魅力あるものにすること、日常的な声かけやあいさつ等の基本をしっかりとすること等の意見があげられました。中でも、地域福祉をなぜ推進しなければいけないのかといった認識や達成ビジョンを持ち、共有することが重要であるという意見があり、第3期計画で目指す姿を基本理念や、将来像として示すことが必要です。

【2期計画の評価】

- 第2期岩倉市地域福祉計画は、“小学校区ごとに抽出した地域課題を解決するための具体的な行動を示した住民活動計画”であり、住民活動を市と社会福祉協議会が支援するという位置づけの計画となっています。これまでは、小学校区ごとに「通学路見守りマップ」の作成や地域の Facebook の作成等、様々な主体的活動が展開されてきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大によって会議の開催等の活動機会が減少しました。住民活動を活性化させるための、新たな方策、位置づけを検討していく必要があります。
- 専門職同士の連携のしくみとして「いわくらあんしんねっと」を設置し、「顔の見える連携交流会」を毎年度複数回開催するなどして連携を深めてきました。横断的な連携は今後も重要なものであるため、「いわくらあんしんねっと」を土台として岩倉市の包括的支援体制を構築するための検討をより深化させていく必要があります。
- 行政、社会福祉協議会の支援計画は、市民の身近な生活課題からあげられた、サロンや集いの場、見守り、ごみ問題、健康づくりなどに対する施策・事業が中心となって構成され、それぞれの施策・事業は感染症の影響を除けば概ね推進されていると言えます。しかし、社会情勢が大きく変化し、2期計画策定当初の課題設定から、より複雑で多様な地域課題(8050 問題、ひきこもり、貧困、ヤングケアラー、様々な状況からの孤独・孤立化等)への対応が求められるようになりました。高齢者・介護、障がい者、子どもなどの対象ごとの個別計画も改訂されており、それらの内容も含めた総合性のある地域福祉計画としていく必要があります。



第 3 章 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

- 岩倉市地域福祉計画では、第1期計画の基本理念として「安全・安心・快適に暮らせるまち いわくら」を、第2期計画の基本理念として「「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら」を掲げ、福祉のまちづくりを推進してきました。
- 令和3年3月に策定した「第5次岩倉市総合計画」(令和3年度から令和12年度)では、基本理念として「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」ことを掲げ、市民・行政・民間事業者の協働によるまちづくりを重視する方向性を打ち出しています。
- 本市の地域福祉計画におけるこれまでの考え方や総合計画の方針等を踏まえ、以下のような新たな基本理念を掲げます。

安心できる 心がつながる 支え合う みんなが主役の^{まち}地域づくり

～岩倉市における地域共生社会の実現～

考え方

- 変化する市民意識や社会情勢、国の方向性等を踏まえるとともに、これからの地域福祉計画は「地域共生社会」を実現するための包括的な支援体制の構築、市民の主体的な助け合い・支え合い活動の活性化等により一層取り組んでいく必要があります。
- 第2期計画で重視してきた住民主体の計画であるという考えを、地域共生社会のあり方を踏まえて継承し、支え手と受け手の関係を超えて住民みんなが主役として参画することで、一人ひとりにかかる負担を軽くし、ゆるやかに支え合うコミュニティをめざします。

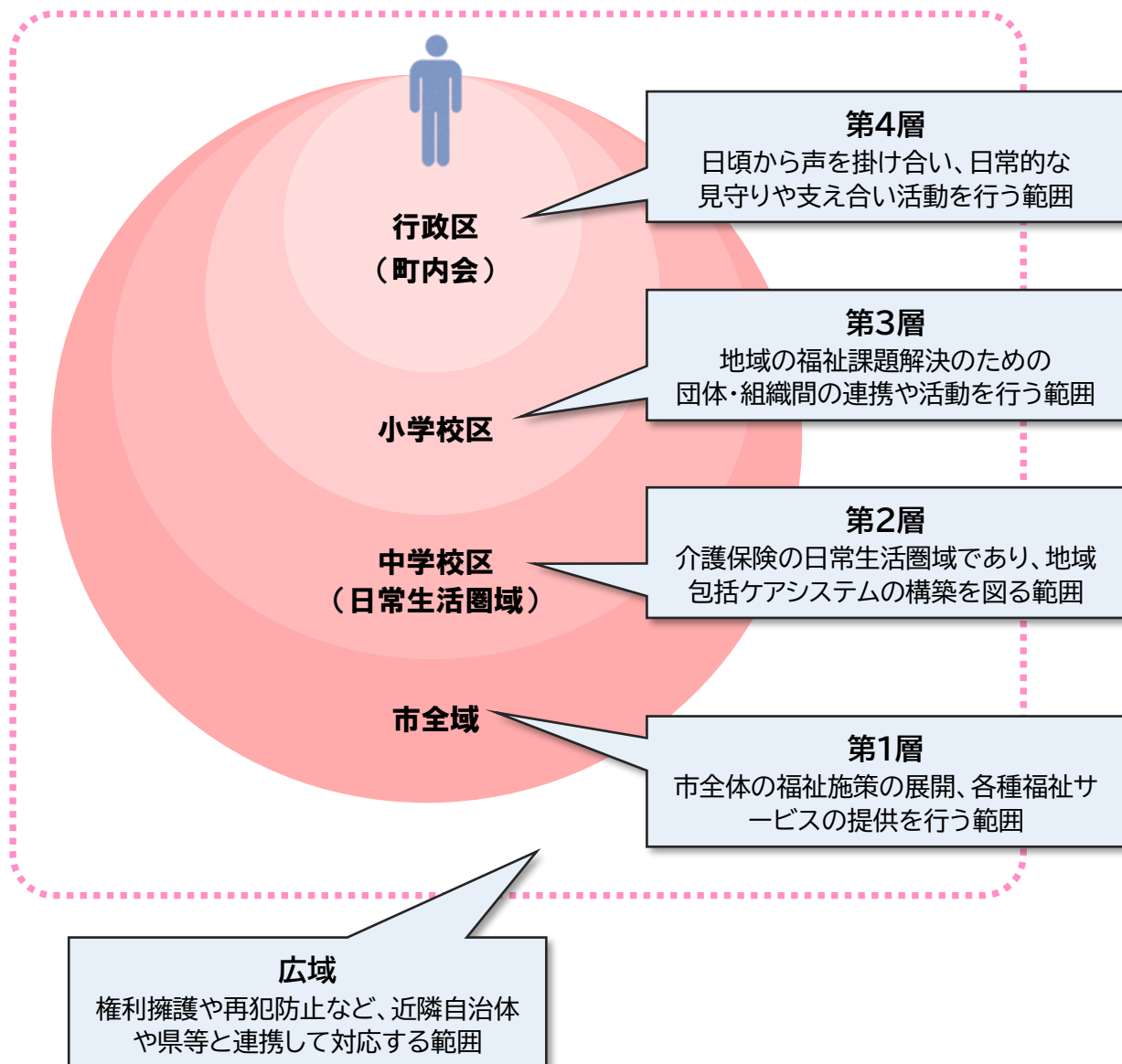


2 岩倉市の地域の範囲の状況

○「地域」の範囲は、活動や役割、または個々人の捉え方等で異なります。また、高齢者、障がい者、子どもの個別の福祉計画でも地域の範囲は異なっています。

○本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、下記の4つの層に分けてしくみづくりを進めます。

■岩倉市における圏域の範囲



3 計画の基本目標

○本計画では基本理念や各種調査結果からわかった本市の課題等を踏まえ、以下の3つの基本目標を掲げ、体系的に施策を推進します。

基本目標

1

市民の参画による支え合いの^{まち}地域づくり

これまでの本市の地域福祉計画で重視してきた住民福祉活動を活性化させる視点、地域生活課題についてみんなでつながり合いながらともに考えることができる地域をつくる視点を継承し、意識づくり、人材育成、団体活動等の活性化を図ります。さらに「地域共生社会」の理念を浸透させることで、地域福祉推進のための基盤を構築します。

基本目標

2

誰一人取り残さない、寄り添う支援がある^{まち}地域づくり

生きづらさや困難を抱える人など、地域で暮らす様々な人が、その人らしく、また役割を持ちながら地域で安心して暮らすことができるためのセーフティネットの機能を強化します。

基本目標

3

包括的な支援に向けた体制づくり

制度や分野を超えた福祉ニーズに対し、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を整備します。また、「いわくらあんしんねっと」を基盤として分野横断的なネットワークを強化し、様々な市民の参加支援、地域づくりなど、包括的な支援体制を構築するための検討を進めます。

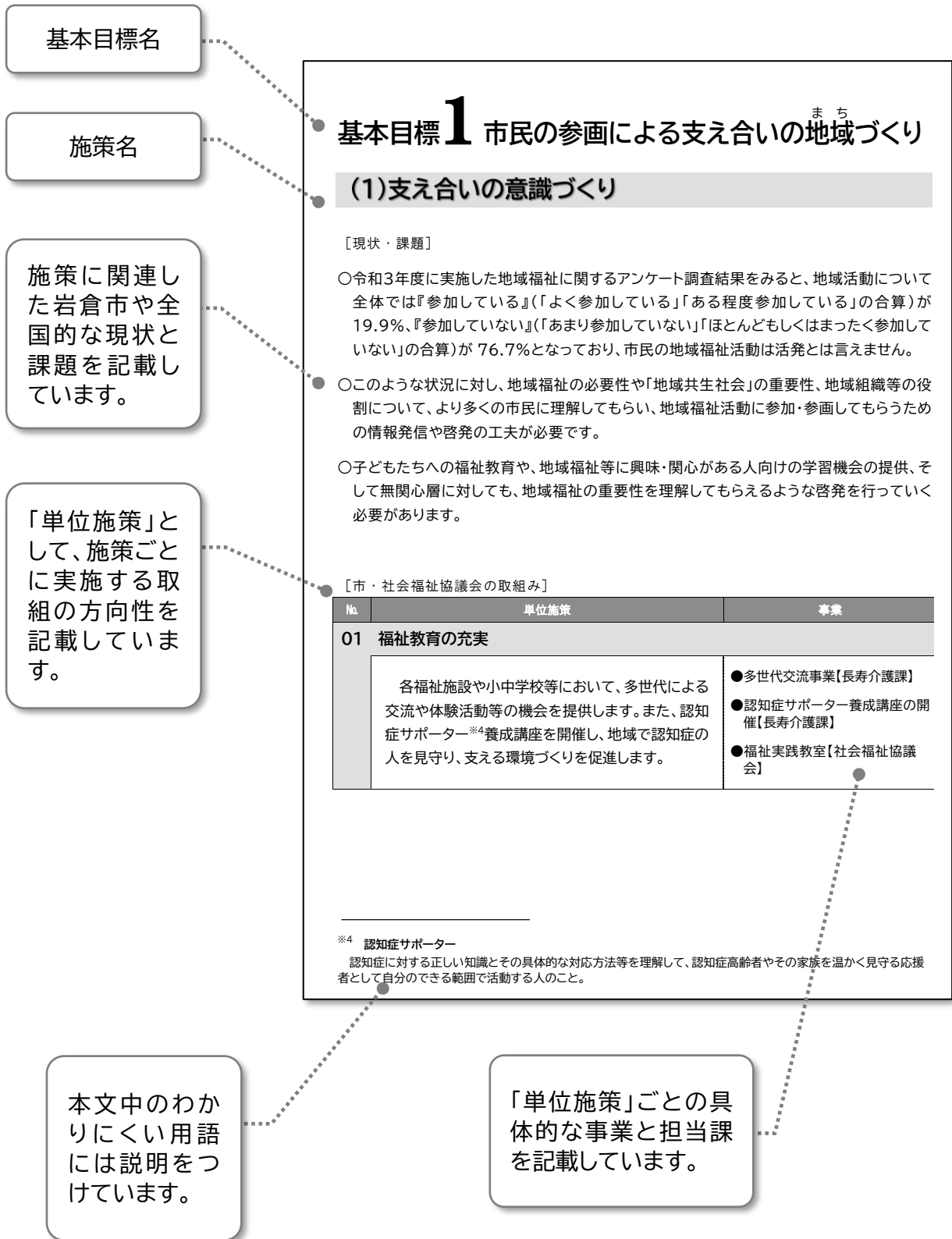
■施策の体系

基本目標	施策
基本目標1 市民の参画による支え合いの 地域づくり	(1) 支え合いの意識づくり
	(2) 支え合いの担い手の育成
	(3) 地域福祉に関わる団体活動等の活性化
基本目標2 誰一人取り残さない、寄り添う支 援がある地域づくり	(1) 孤独・孤立化の防止
	(2) 権利擁護の推進
	(3) 多様な困難を抱える人への支援の充実
	(4) 安心できる地域づくり
	(5) 横断的な福祉サービスの充実
基本目標3 包括的な支援に向けた体制づく り	(1) 支え合いのネットワークの強化
	(2) 総合相談体制の整備
	(3) 重層的支援体制の整備に向けた検討
岩倉市再犯防止推進計画	

第4章 施策の展開

「第4章 施策の展開」の見方

本章については、基本目標、施策ごとに次の項目を記載しています。



No.	単位施策	事業
02	福祉に関する情報発信や啓発イベント等の開催	
	地域福祉計画推進フォーラムや福祉フェスティバルといったイベントの開催や広報紙やホームページ、社協だより等の配布を通じ、市民の福祉への関心を高めるとともに、「地域共生社会」の重要性を発信します。また、近年の市民生活における ICT 利用の普及を踏まえ、SNS ^{※5} などの新たな情報発信ツール活用の検討を進め、順次、導入します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画推進フォーラム【福祉課、社会福祉協議会】 ●福祉フェスティバル【社会福祉協議会】 ●スポーツフェスティバル・夢コンサート【社会福祉協議会】 ●広報紙等による情報発信【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、社会福祉協議会】
03	市民への学習機会の提供	
	市民や団体、企業等に対し、子どもや高齢者、障がい者、地域福祉、その他福祉に関する内容をテーマとした出前講座を実施します。活発に利用してもらえるよう、情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●岩倉まちづくり出前講座【秘書企画課、関係課】

[成果指標]

※網掛けの指標は計画見直し時に評価する指標。それ以外は毎年度確認する指標です。(以下、同じ)

地域活動に「よく参加している」「ある程度参加している」市民の割合 <small><アンケート結果></small>	現状値(R3) 19.9%	→	目標値(R11) 40.0%
多世代交流又は当事者団体との交流に関わる新たな事業の実施	現状値(R3) 未実施	→	目標値(R11) 実施
地域福祉に関する啓発イベントや講座等の開催回数	現状値(R3) 1回	→	目標値(R11) 5回
福祉に関する岩倉まちづくり出前講座実施回数	現状値(R3) 0回	→	目標値(R11) 3回

※5 SNS

「Social Networking Service」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

網掛けの項目は、施策の成果を計るための指標です。アンケートによって市民意識・実態の変化を確認するものであり、計画の見直し時や最終年度等に評価を行います。
(但し、アンケートにより成果の確認ができない施策は、成果指標を設定しません)

網掛けのない項目は、施策を達成する為に取り組む事業の実施目標値を示します。毎年度、各事業の実施状況の確認を行います。

基本目標 1 市民の参画による支え合いの地域づくり

(1)支え合いの意識づくり

[現状・課題]

- 令和3年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査結果をみると、地域活動について、全体では『参加している』（「よく参加している」「ある程度参加している」の合算）が19.9%、『参加していない』（「あまり参加していない」「ほとんどもしくはまったく参加していない」の合算）が76.7%となっており、市民の地域福祉活動は活発とは言えません。
- このような状況に対し、地域福祉の必要性や「地域共生社会」の重要性、地域組織等の役割について、より多くの市民に理解してもらい、地域福祉活動に参加・参画してもらうための情報発信や啓発の工夫が必要です。
- 子どもたちへの福祉教育や、地域福祉等に興味・関心がある人向けの学習機会の提供、そして無関心層に対しても、地域福祉の重要性を理解してもらえるような啓発を行っていく必要があります。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
01	福祉教育の充実	
	各福祉施設や小中学校等において、多世代による交流や体験活動等の機会を提供します。また、認知症サポーター※4養成講座を開催し、地域で認知症の人を見守り、支える環境づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none">●多世代交流事業【長寿介護課】●認知症サポーター養成講座の開催【長寿介護課】●福祉実践教室【社会福祉協議会】

※4 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動する人のこと。

No.	単位施策	事業
02	福祉に関する情報発信や啓発イベント等の開催	
	<p>地域福祉計画推進フォーラムや福祉フェスティバルといったイベントの開催や広報紙やホームページ、社協だより等の配布を通じ、市民の福祉への関心を高めるとともに、「地域共生社会」の重要性を発信します。また、近年の市民生活における ICT 利用の普及を踏まえ、SNS^{※5}などの新たな情報発信ツール活用の検討を進め、順次、導入します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画推進フォーラム【福祉課、社会福祉協議会】 ●福祉フェスティバル【社会福祉協議会】 ●スポーツフェスティバル・夢コンサート【社会福祉協議会】 ●広報紙等による情報発信【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、社会福祉協議会】
03	市民への学習機会の提供	
	<p>市民や団体、企業等に対し、子どもや高齢者、障がい者、地域福祉、その他福祉に関する内容をテーマとした出前講座を実施します。活発に利用してもらえるよう、情報発信を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●岩倉まちづくり出前講座【秘書企画課、関係課】

[成果指標]

※網掛けの指標は計画見直し時に評価する指標。それ以外は毎年度確認する指標です。(以下、同じ)

<p>地域活動に「よく参加している」「ある程度参加している」市民の割合</p> <p><アンケート結果></p>	<p>現状値(R3)</p> <p>19.9%</p>	→	<p>目標値(R11)</p> <p>40.0%</p>
<p>多世代交流又は当事者団体との交流に関わる新たな事業の実施</p>	<p>現状値(R3)</p> <p>未実施</p>	→	<p>目標値(R11)</p> <p>実施</p>
<p>地域福祉に関する啓発イベントや講座等の開催回数</p>	<p>現状値(R3)</p> <p>1回</p>	→	<p>目標値(R11)</p> <p>5回</p>
<p>福祉に関する岩倉まちづくり出前講座実施回数</p>	<p>現状値(R3)</p> <p>0回</p>	→	<p>目標値(R11)</p> <p>5回</p>

※5 SNS

「Social Networking Service」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

(2) 支え合いの担い手の育成

[現状・課題]

- 本市の人口は、近年横ばいで推移していますが、高齢化率は上昇しており少子高齢化が進んでいます。このような中、地域における支え合い・助け合い活動や地域組織においても担い手の高齢化や活動者の固定化等がみられるようになっていきます。
- 地区懇談会では、身近な地域での支え合い・助け合い活動やつながりの必要性・重要性について話し合いました。一方で、活動の負担感や、令和2年度以降には新型コロナウイルス感染症の影響により交流活動の多くが休止・縮小を余儀なくされたことなど、様々な活動上の課題もあげられています。
- 本市では、協働によるまちづくりを推進し、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に平成24年度に「岩倉市自治基本条例」を制定しました。さらに、平成27年度には『市民参加と協働』について定めた「岩倉市市民参加条例」を制定しました。「第5次岩倉市総合計画」では基本理念として『マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす』ことを掲げており、多様な主体が役割を分かち合いながらまちづくりを進めていくことを目指しています。
- 本市における協働のまちづくりの考え方を基本としながら、地域における支え合い・助け合い活動の担い手を増やし、すそ野を広げていくこと、そして活動継続のための様々な支援や市民の主体性を育む仕組みづくり等が必要です。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
04	ボランティア活動への支援	
	福祉に関するボランティア活動について、情報発信や人材育成、相談対応、コーディネート、活動継続のための支援を行います。また、市民ニーズや社会情勢に応じたボランティア活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンターの運営【社会福祉協議会】 ●ボランティア養成講座【社会福祉協議会】 ●公益的活動を行う市民への支援【協働安全課】
05	市民団体の主体的活動の活性化	
	市民のまちづくり活動や地域の生活課題解決のための主体的な活動を促進するための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動支援センターにおけるマッチング支援【協働安全課】 ●公益的活動を行う市民活動団体への支援【協働安全課】

No.	単位施策	事業
06	住民同士の支え合い	
	<p>高齢者や子育て家庭等の支援を必要とする人を支える人材を育成するために養成講座等を開催します。各種の支援を行う人材が充実するよう、情報の発信をするとともに、役割の重要性についての啓発等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座の開催【長寿介護課】 ●いきいき介護サポーター【長寿介護課】 ●シルバー人材センター【長寿介護課】 ●ホームスタート事業【子育て支援課】 ●ファミリー・サポート事業【子育て支援課】
07	身近な見守り活動の活性化	
	<p>地域福祉推進の地域の担い手として、民生委員・児童委員活動の活性化を図ります。また、市民や地域団体、事業所等と連携・協力した見守りの仕組みづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員活動【福祉課】 ●認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業【長寿介護課】 ●高齢者地域見守り協力に関する協定【長寿介護課】

[成果指標]

<p>地域貢献活動、ボランティアなどを目的とした生涯活動に自分が取り組んでいると「大いに感じる」、「感じる」市民の割合 <small><アンケート結果></small></p>	<p>現状値(R3) 7.1%</p>	→	<p>目標値(R11) 15.0%</p>
<p>ボランティアセンター登録者数</p>	<p>現状値(R3) 4,504人</p>	→	<p>目標値(R11) 4,800人</p>
<p>市民活動支援センターにおけるマッチング件数</p>	<p>現状値(R3) 3件</p>	→	<p>目標値(R11) 10件</p>
<p>認知症サポーター養成講座受講者数(累計)</p>	<p>現状値(R3) 8,333人</p>	→	<p>目標値(R11) 10,000人</p>

(3)地域福祉に関わる団体活動等の活性化

[現状・課題]

- 本市には、住民による地域自治のための地縁組織として「行政区」があります。行政区では防災・防犯活動や環境美化活動、そして祭りや子ども会・老人クラブ等のコミュニティ活動を推進しており、市民の生活を支える重要な組織となっています。
- また、岩倉市社会福祉協議会が中心となって組織する「支会」は、市内を 7 つの小地域に区分して活動しています。支会ごとにサロンや茶話会、交流会などを開催しており、地域福祉活動の中心的な推進組織として位置づけられています。
- 地域ぐるみで子どもを育てていくためには、学校の役割も重要です。アンケート調査では、中学生以下の子どもに対する関わりとして、「①あいさつをする」割合が 70.2%、「②ほめたり、注意をしたりする」割合が 38.3%、「③一緒に行動する」割合が 23.6%となっています。地区懇談会においても、子どもを含めた地域活動や保護者世代への働きかけが大切であるとの意見が多く出ています。
- 地域には様々な地縁組織、活動団体等の社会資源があります。それぞれの目的に沿った活動を活性化させることが重要である一方、団体同士の交流や意見交換、活動の連携によるさらなる発展も期待されます。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
08	地域福祉活動の活性化	
	<p>市民に身近な範囲で活動する助け合い・支え合い活動が活性化するよう、行政区や支会、各種福祉団体の活動を促進します。</p> <p>また、各地域にある区公会堂等の施設を地域福祉推進のために有効活用できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区への加入促進【協働安全課】 ●区公会堂の修繕補助金等【協働安全課】 ●区育成補助金等【協働安全課】 ●支会活動【社会福祉協議会】 ●各種福祉団体等への支援(助成等)【福祉課、社会福祉協議会】

No.	単位施策	事業
09	学校と連携した地域づくりの促進	
	学校と家庭、地域とが連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るために、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール) ^{※6} の導入に向けて検討を進めます。	●学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入【学校教育課】
10	地域づくり支援・参加支援	
	様々な地域単位で「地域つながりづくり会議」を開催し、活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくり、人材育成、団体活動の活性化を図ります。段階的に、地域ケア会議等の他の会議体や組織等とも連携しながら、住民主体の地域福祉活動を促進するためのプラットフォーム ^{※7} としての機能を強化していきます。	●「地域つながりづくり会議」の開催【福祉課・社会福祉協議会】

[成果指標]

支会活動の事業数	現状値(R3) 52 事業	→	現状値(R11) 現状維持
学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入	現状値(R3) 未導入	→	目標値(R11) 導入
「地域つながりづくり会議」参加団体数	現状値(R3) —	→	目標値(R11) 13 団体

※6 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

※7 プラットフォーム

「台」「壇」「舞台」「乗降場」などの意味を持つ英語「platform」を語源とするもので、場を提供することや人と人をつなぐことを意味しています。

基本目標 **2** 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域づくり

(1) 孤独・孤立化の防止

[現状・課題]

- 雇用環境や人々のライフスタイルの変化、さらには核家族化や未婚化・晩婚化が進んだことなどにより、地縁・血縁によるつながりが希薄化しています。さらに近年では経済情勢の悪化や新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、孤独を感じたり、どことも・誰ともつながりを持たず孤立する人に関する問題が顕在化してきました。
- このような状況を受け、孤独・孤立は個人の問題ではなく社会全体で対応しなければならない問題であるとの認識のもと、国において令和 3 年 12 月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。
- つながりたいのに孤立している状況、孤独感を強く持つ状態は、自殺という最悪の事態につながってしまう場合があります。本市では平成 30 年度に「岩倉市自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援や様々な分野と連携した総合的な施策展開等を方針として掲げ、施策を推進しています。
- 孤独・孤立を生まない地域にしていくためには、誰かとつながることができるきっかけや居場所が必要です。本市では、主に高齢者を対象としたサロンや、自分のペースで過ごすことができる居場所を設置しています。人と人とがつながることができる、そして必要な場合は支援につなぐことができる、様々な居場所づくりを推進していく必要があります。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
11	生きることへの支援(岩倉市自殺対策計画の推進)	
	「岩倉市自殺対策計画」に基づき、相談事業等による総合的かつ効果的な対策を推進し、誰も自殺に追い込まれることなく、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none">●ゲートキーパー^{※8}研修【福祉課】●臨床心理士によるこころの健康相談【健康課】

※8 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

No.	単位施策	事業
12	身近な居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの居場所あみ〜ご【福祉課、健康課、社会福祉協議会】 ●高齢者交流サロン活動費補助金【長寿介護課】 ●ふれあい・いきいきサロン活動【社会福祉協議会】 ●子ども食堂支援【社会福祉協議会】 ●多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、児童館、地域交流センター、ひろば等【長寿介護課、子育て支援課】 ●大切な人を亡くされた人のお話会【長寿介護課】

地域における多様な居場所づくりを支援します。また、多世代で交流できる場や機会を創出することで、誰もが孤立することなく、つながりあえる関係づくりを促進します。

[成果指標]

孤独感や孤立感を「大いに感じる」、「感じる」市民の割合

<アンケート結果>

現状値(R3)

14.6%

→

目標値(R11)

10.0%

ゲートキーパー研修参加者数(累計)

現状値(R3)

350人

→

目標値(R11)

500人

サロン等の地域の居場所の数

現状値(R3)

19か所

→

目標値(R11)

30か所



ふれあいいいききサロン

(2)権利擁護の推進

[現状・課題]

- 本市では、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人が、安心してサービス利用や財産の管理ができるよう、成年後見制度^{※9}や日常生活自立支援事業^{※10}を推進してきました。平成 30 年度には本市と小牧市、大口町、扶桑町で「尾張北部権利擁護支援センター」を共同設置し、権利擁護に関する相談・支援業務を委託して、支援体制を強化しています。
- また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進計画」を策定し、関係機関と連携を図りつつ、各種取組を推進しています。
- 高齢化の進行に伴い、認知症の人などが増加し、権利擁護に関する支援が必要な人は増加していく見込みです。制度の浸透を図り、より一層、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。
- また、高齢者や障がいのある人、子どもの権利を守り、尊厳を保持していくためには、虐待対応も重要な事項です。虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。
- さらに、虐待等の早期発見のためには、市民自身が虐待に関する基本的な知識を持つことも重要であるため、情報発信や理解の促進を図ることが必要です。

※9 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金管理などの財産管理や日常生活での様々な契約(身上監護)を支援していく制度。

※10 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより自分一人で判断することに不安がある人を対象として「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。

No.	単位施策	事業
13	権利を守るための支援の充実	
	<p>国や県、関係団体等と連携しながら、権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。また、人権等に関する新たな課題への対応を含めた意識啓発や広報を行い、差別や偏見の解消に向けて取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度利用支援事業【福祉課、長寿介護課】 ●尾張北部権利擁護支援センターにおける体制整備【福祉課、長寿介護課】 ●日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】 ●岩倉市子ども条例の推進【子育て支援課】
14	虐待防止に向けたネットワークづくり	
	<p>子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待やDV等について、市民、地域組織・団体、司法や福祉の専門機関等との連携を図り、虐待防止に向けて早期発見・早期対応に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童等対策地域協議会【福祉課】 ●障がい者虐待防止に関する周知・啓発【福祉課】 ●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の実施【長寿介護課】



「尾張北部権利擁護支援センター」開所式

(3)多様な困難を抱える人への支援の充実

[現状・課題]

- 経済情勢の悪化や雇用環境の変化、貧困の世代間連鎖の問題等、経済的な困難に関する相談が全国的に増加しています。本市における生活保護世帯は令和 3 年度まで微減傾向にありましたが、直近では増加している状況です。
- 経済的な困りごとを抱える人に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」として、平成 27 年度から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本市においても相談窓口を設置し、就労や居住確保等の一体的な支援を行っています。
- また、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していること、再犯の背景には複雑な要因があり、仕事や住居がないことや経済的困窮があること等を踏まえ、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定・施行されました。
- 経済的な困りごとを抱える人や犯罪をした人、希望していてもなかなか就労できない人等、様々な状況にある市民に対し、居場所や役割を持ちながら地域で暮らしていけるよう、総合的な支援が求められています。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
15	生活困窮者等への支援	
	<p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、自立相談支援、就労支援、住居確保給付金等による支援を行います。また、市民や団体・事業者等との連携により、生活困窮者が早期に支援を受けられるよう、対象者への情報発信やアウトリーチによる早期発見を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生活自立支援相談室における相談・支援【福祉課】 ●住居確保給付金【福祉課】 ●生活福祉資金貸付等【社会福祉協議会】 ●住宅確保要配慮者に対する住宅確保のための支援【福祉課、都市整備課】

No.	単位施策	事業
16	就労支援の充実	
	ハローワークや商工会、福祉サービス事業所等の関係機関と連携した就労支援を行い、多様な働き方ができる地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人等の就労支援【福祉課】 ●ヤング・ジョブ・あいちやハローワーク等との連携【福祉課、商工農政課】 ●就労支援プログラム【福祉課】
17	再犯防止の推進	
	犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めてしまうことがないように、就学、就労、住居、保健医療、福祉サービス等の関係機関等と連携し、必要な支援を行います。必要に応じて県や近隣市町との連携により対応を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●住居・就労等の確保に対する支援【福祉課、商工農政課、都市整備課】 ●更生保護に関する啓発の実施【福祉課】 ●関係団体との連携や推進体制の整備【協働安全課、福祉課】

※「岩倉市再犯防止推進計画」については、64～65 ページに掲載。

[成果指標]

就労支援プログラム参加者数	現状値(R3)	→	目標値(R11)
	22人		29人

更生保護に関する啓発活動の実施回数	現状値(R3)	→	目標値(R11)
	0回		2回

(4)安心できる地域づくり

[現状・課題]

- 近年、全国各地で台風や地震といった大規模な災害が発生しています。災害時には自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人等について、地域での支援体制の構築が求められています。
- 本市では要配慮者の支援策を具現化するため、「岩倉市災害時要配慮者支援体制マニュアル」を策定し、避難行動要支援者^{※11}名簿の作成等を進めています。
- アンケートによれば、現在行っている災害への対応策として「地域の防災訓練への参加」と回答した割合は 10.6%と、前回調査(17.9%)から減少しています。日常的な地域のつながりは災害時にも有効に機能し、さらに犯罪の未然防止につながることから、地域における防災・防犯活動の活性化が求められています。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
18	避難行動要支援者への対応	
	避難行動要支援者名簿を作成するとともに、随時更新を行い、災害時に自ら避難することが困難な人の避難行動が円滑に進むよう支援者との情報共有を行います。また、名簿の情報を基に、個別避難支援計画策定の働きかけを行い、活用を促進します。	●避難行動要支援者名簿の整備、啓発【福祉課】
19	地域防災活動の充実	
	地域での災害時の備えなどに関する話し合い等を促進するとともに、地域合同防災訓練等において、安否確認に関する訓練や情報共有等を行います。	●地域合同防災訓練における安否確認の実施【協働安全課】

※11 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害発生時に特に配慮が必要となる人のうち、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人。

No.	単位施策	事業
20	子どもの見守り・地域の防犯活動への支援	
	地域で子どもを見守る防犯・交通安全活動を促進し、安全、安心なまちづくりを進めます。	●スクールガード(通学路安全ボランティア)・こども110番の家・青色防犯パトロール等への支援、連携【協働安全課、学校教育課】
21	消費者被害の防止	
	消費者被害を防止するため、啓発を行います。また、「岩倉市消費生活センター」において、専門の相談員による支援を行います。	●消費生活相談の実施【商工農政課】

[成果指標]

地域の防災・防犯体制が充実していると「大いに感じる」、「感じる」市民の割合 ＜アンケート結果＞	現状値(R3) 12.7%	→	目標値(R11) 25.0%
個別避難支援計画の作成率	現状値(R3) 25.4%	→	目標値(R11) 100%
自主防災組織の訓練・講話等を実施している行政区の割合	現状値(R3) 53%	→	目標値(R11) 80%
スクールガードの人数	現状値(R3) 285人	→	目標値(R11) 300人
消費生活センターのことを知っている市民の割合	現状値(R2) 33.8%	→	目標値(R11) 52.5%

(5)横断的な福祉サービスの充実

[現状・課題]

- 福祉サービスについては、3年ごとに定める「介護保険事業計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」において供給基盤等についての見込み量を定め、計画的なサービス量の確保に努めています。
- 各種の福祉サービスは、ニーズの多様化等により質・量ともに拡充が求められています。一方で少子高齢化、人口減少により福祉に関する担い手が不足することが見込まれており、対策が必要となっています。
- さらに、包括的な支援体制の構築に向けては、それぞれの分野別のサービスの充実とあわせ、全世代を対象とした、複数分野の支援を総合的に提供できるサービス等の拡充が求められています。

[市・社会福祉協議会の取組み]

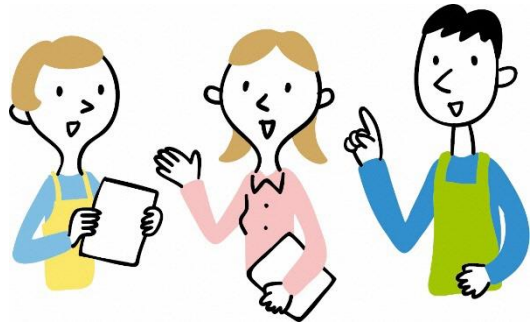
No.	単施策	事業
22	新たな福祉サービスの充実促進	
	<p>保健・医療・福祉の総合化や多様なサービス提供者や地域組織・団体間のネットワーク化により、福祉サービスが地域で、効果的かつ効率的に供給されるよう、連携強化を図ります。また、高齢者や障がい者等がともに利用できる共生型サービス※12等が普及するよう事業所への啓発に努める等、分野横断的な対応ができるよう検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内福祉サービス事業所における共生型サービスの普及啓発【福祉課、長寿介護課、子育て支援課】
23	福祉専門職等の育成支援等	
	<p>様々な機会を通じて、福祉の職場や専門職の魅力等を発信するとともに、研修等を通じた福祉人材の育成、確保を図ります。</p> <p>また、少子高齢化や人口減少等、担い手が不足すると考えられる将来的な課題に対応し、多様な担い手を増やすための各種の取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者向けの研修会【福祉課、長寿介護課】 ●介護人材育成のための情報提供等【福祉課、長寿介護課】

※12 共生型サービス

高齢者と障がい者が同一の事業所を利用しやすくするためのサービスのこと。

[成果指標]

地域団体と連携をとっている事業所の割合 ＜事業所アンケート結果＞	現状値(R4) 69.0%	目標値(R11) 100%
事業者向け福祉人材の質の向上に資する 研修実施回数	現状値(R3) 0回	目標値(R11) 3回



基本目標 **3** 包括的な支援に向けた体制づくり

(1) 支え合いのネットワークの強化

[現状・課題]

- 本市の地域福祉計画は、これまで住民同士の連携を図り、主体的な活動を展開する「住民活動計画」として推進してきました。計画に基づき設置した「いわくら福祉市民会議」では、地域の活動者が連携しながら地域で必要な取組を検討・実行してきました。
- また、本市では専門職同士の「顔の見える連携」を目的とした交流会を定期的に行い、お互いの業務の理解や課題の共有をする場、学習機会として機能しています。顔の見える関係をつくり、コミュニケーションを図ることは、その後の円滑な連携にもつながることから、今後も継続して開催し、専門職同士の連携を促進していきます。
- 市民の地域生活課題は多種多様であり、一つの分野のみで解決できない場合も多くあります。包括的な支援体制の整備に向けて、地域住民等との連携、専門職同士の連携、関係機関・関係各課との連携など、多分野にまたがって総合的に対応できるネットワークづくりが重要です。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
24	専門職同士や組織間での連携強化	
	<p>関係者間で連携してスムーズな課題解決ができるよう、福祉専門職間で顔の見える関係性を構築するための「顔の見える連携交流会」を定期的に行います。</p> <p>また、庁内連携会議の開催を通じ、福祉分野に限らず、福祉以外の分野(まちおこし、商工、防犯・防災、教育等)の庁内各課、関係機関との連携を強化し、市民の生活課題に総合的に対応できる体制を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●顔の見える連携交流会の開催【福祉課、長寿介護課、社会福祉協議会】 ●庁内連携会議の開催【福祉課】

No.	単位施策	事業
25	<p>地域での生活支援体制の整備</p> <p>地域自立支援協議会や地域ケア会議を通じ、多職種協働による個別事例の検討、地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を推進します。</p> <p>また、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、「生活支援推進ネットワーク会議」を設置するとともに、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター※13」の活動を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自立支援協議会の開催【福祉課】 ●地域ケア会議の開催【長寿介護課】 ●協議体の運営【長寿介護課】 ●生活支援コーディネーターによる情報共有、連携強化【長寿介護課、社会福祉協議会】

[成果指標]

顔の見える連携交流会の開催回数

現状値(R4) 目標値(R11)

2回 → 4回



令和4年度「顔の見える連携交流会」

※13 生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、生活支援等サービスの資源開発、地域の関係者サービス提供者のネットワークの構築、地域ニーズの把握と取組のマッチングなどを行う人。

(2)総合相談体制の整備

[現状・課題]

- 本市では、市民が抱える地域生活課題に対し、分野ごとの相談窓口を設置し、相談対応・支援を行ってきました。しかし、社会情勢の変化や人々の生活の多様化などにより、8050 問題やダブルケア^{※14}、ヤングケアラー、ひきこもりなど、個人や世帯が持つ地域生活課題が複雑化・複合化している事例が増えてきています。
- アンケート調査で暮らしの中で何か困ったことが生じた場合に頼りにしている人をたずねたところ、「そのような人はいない」と回答する割合が 6.5%みられました。これまで以上に、市民が悩みや困りごとを一人で抱え込むことがないように、受け止める相談窓口や、適切なサービス・専門の支援機関に円滑につなげていけるような包括的な相談支援体制が求められています。
- また、本市には外国にルーツをもつ市民や、障がいのある人等、多様な市民が暮らしています。相談先等の重要な情報については、多くの人に情報が伝わるよう、わかりやすい広報や情報等のバリアフリー・ユニバーサルデザインを踏まえた配慮が求められます。



※14 ダブルケア

晩婚化と出産年齢の高齢化により、育児と介護に同時に携わる際の負担等の問題。

No.	単位施策	事業
26	各種相談窓口における連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等における対応【福祉課、長寿介護課、健康課、子育て支援課】 ●断らない相談支援の実施【福祉課、長寿介護課、健康課、学校教育課、子育て支援課】 ●総合相談シート(相談者の情報共有シート)による連携強化【福祉課、長寿介護課、学校教育課、子育て支援課】 ●総合相談にかかる情報発信や対応での配慮【関係課、社会福祉協議会】

[成果指標]

<p>困ったことが生じた場合に頼りにできる人がいない市民の割合</p> <p><アンケート結果></p>	<p>現状値(R3)</p> <p>6.5%</p>	→	<p>目標値(R11)</p> <p>5.0%</p>
<p>断らない相談情報共有会議の実施回数</p>	<p>現状値(R3)</p> <p>1回</p>	→	<p>目標値(R11)</p> <p>12回</p>



通訳による対応

(3)重層的支援体制の整備に向けた検討

[現状・課題]

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月に施行されました。
- 重層的支援体制整備事業とは、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
- 重層的支援体制整備事業は市町村の任意事業ですが、様々な状況にある市民の地域生活課題を解決していくこと、困難を抱える人や制度の狭間の問題を持つ人・世帯への支援を行っていくためには欠かすことができないものと言えます。
- 本市においても、縦割りではない支援、包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」を実現していくため、重層的支援体制整備事業をスムーズに実施するための連携強化や体制整備が必要です。

[市・社会福祉協議会の取組み]

No.	単位施策	事業
27	総合相談に関する方向性	
	<p>8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、市と社会福祉協議会、関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。令和6年度の開始をめざし、専門職による相談対応ができる包括的相談支援体制を構築します。</p> <p>また、対応に関わる関係者間の連携の円滑化を図るため、令和3年度から実施している「断らない相談情報共有会議」の機能を発展させるかたちで、多機関協働の体制を整備します。</p> <p>さらに、専門的・継続的に相談や地域づくり、参加支援等を実施するため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置や既存の生活支援コーディネーター等の役割の整理について検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的相談支援事業【福祉課、長寿介護課、健康課、子育て支援課、学校教育課、社会福祉協議会】 ●多機関協働事業【福祉課、長寿介護課、健康課、子育て支援課、社会福祉協議会】

No.	単位施策	事業
28	参加支援に関する方向性	
	<p>制度の狭間の問題や、多様で複合的な課題を抱える人が、社会とのつながりをつくることで課題の解決に結びつけられるような支援ができる体制を整備します。様々なニーズや希望、状況等に対応できるよう、地域の資源を活用したコーディネートやマッチングによる参加支援の方法を検討します。</p>	<p>●参加支援事業【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、社会福祉協議会】</p>
29	地域づくりに関する方向性	
	<p>様々な地域単位で「地域つながりづくり会議」を開催し、活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくり、人材育成、団体活動の活性化を図ります。段階的に、地域ケア会議等の他の会議体や組織等とも連携しながら、住民主体の地域福祉活動を促進するためのプラットフォームとしての機能を強化していきます。【P47「地域づくり支援・参加支援」の再掲】</p>	<p>●地域づくり事業【福祉課、長寿介護課、子育て支援課、社会福祉協議会】</p>
30	アウトリーチ ^{※15} 等を通じた継続的支援に関する方向性	
	<p>8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人等で、支援が届いていない人や自ら支援を求めることができない人等を早期に発見し、適切な支援につなげるため、伴走型支援やアウトリーチ型の訪問支援等、きめ細かな支援のあり方について検討を進めます。</p>	<p>●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【福祉課、長寿介護課、健康課、子育て支援課、社会福祉協議会】</p>

[成果指標]

包括的相談支援・多機関協働事業の実施	現状値(R3) 未実施	→	目標値(R11) 実施
参加支援事業の実施	現状値(R3) 未実施	→	目標値(R11) 実施
「地域つながりづくり会議」の実施	現状値(R3) 未実施	→	目標値(R11) 実施
アウトリーチを通じた継続的支援事業の実施	現状値(R3) 未実施	→	目標値(R11) 実施

※15 アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人に対し、相談に来るのを待つのではなく、積極的に働きかけて情報や支援を届ける取組のこと。

岩倉市再犯防止推進計画

(1) 計画策定の背景と目的

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。
- 犯罪や非行をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立させないような取組を推進していく必要があります。
- 犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

(2) 計画の基本方針

- 国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、愛知県においては令和3年3月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定されています。本市においても、これらの計画の方針を踏まえて取組を進めます。

■国の「再犯防止推進計画」における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

(3)具体的な取組の方向性

No.	取組	内容
01	就労や住居の確保	関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行い、社会復帰を目指すとともに再犯防止につなげます。
02	保健医療・福祉サービスの利用の促進	犯罪をした人等のうち、高齢や障がいがあるなどの複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関との連携を図ります。
03	薬物依存を有する者への支援	愛知県や民間団体等と連携し、依存症問題に対応するための各種取組を進めます。また、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、薬物乱用問題に関する啓発活動を行います。
04	地域と連携した取組の実施	青少年の非行防止のため、青少年非行・被害防止街頭啓発活動やパトロール活動等を実施します。
05	民間協力者の活動の促進等	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の各種団体の活動を支援します。
06	広報・啓発活動の推進等	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。また、再犯防止活動についての啓発を行い、市民の理解促進に努めます。
07	関係機関との連携の強化	再犯防止に関係する取組を推進するため、愛知県や近隣市町、関係機関、民間団体等との連携を強化します。

第 5 章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

① 市民・団体等との連携

- 計画書の配布やホームページでの公表、イベント等を通じ、本計画を広く市民に周知します。また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民意見が反映されやすい環境を整備します。
- 本計画を推進していくため、地域福祉に関わる団体等との連携を強化します。特に新たに設置する「地域つながりづくり会議」を、関係団体間でつながり、課題を共有し、学び合い、課題解決に向けた話し合いをする場として機能を高めていきます。
- 市内の福祉サービス事業所や民間事業所、教育機関等と連携して地域福祉を推進します。特に市内の福祉専門職については、定期的な交流機会を設け、直接顔を合わせて話し合い、コミュニケーションを図ることによって、日常的に相談や協力が活発なネットワーク体制を構築します。

② 愛知県や近隣市町との連携

- 成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進など、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町とともに連携して各種支援体制の充実に取り組みます。

③ 地域福祉計画推進委員会による進捗管理

- 「岩倉市地域福祉計画推進委員会」により計画の進行管理や評価、提言を行い、着実に計画を推進します。

④ 庁内連携会議の設置

- 地域福祉推進に関する情報共有や連携強化のため、庁内連携会議を設置します。進捗状況の評価・検証や推進体制に関する検討を行い、関係各課との連携のもと計画の実効性を高めます。

⑤ 共同事務局の設置

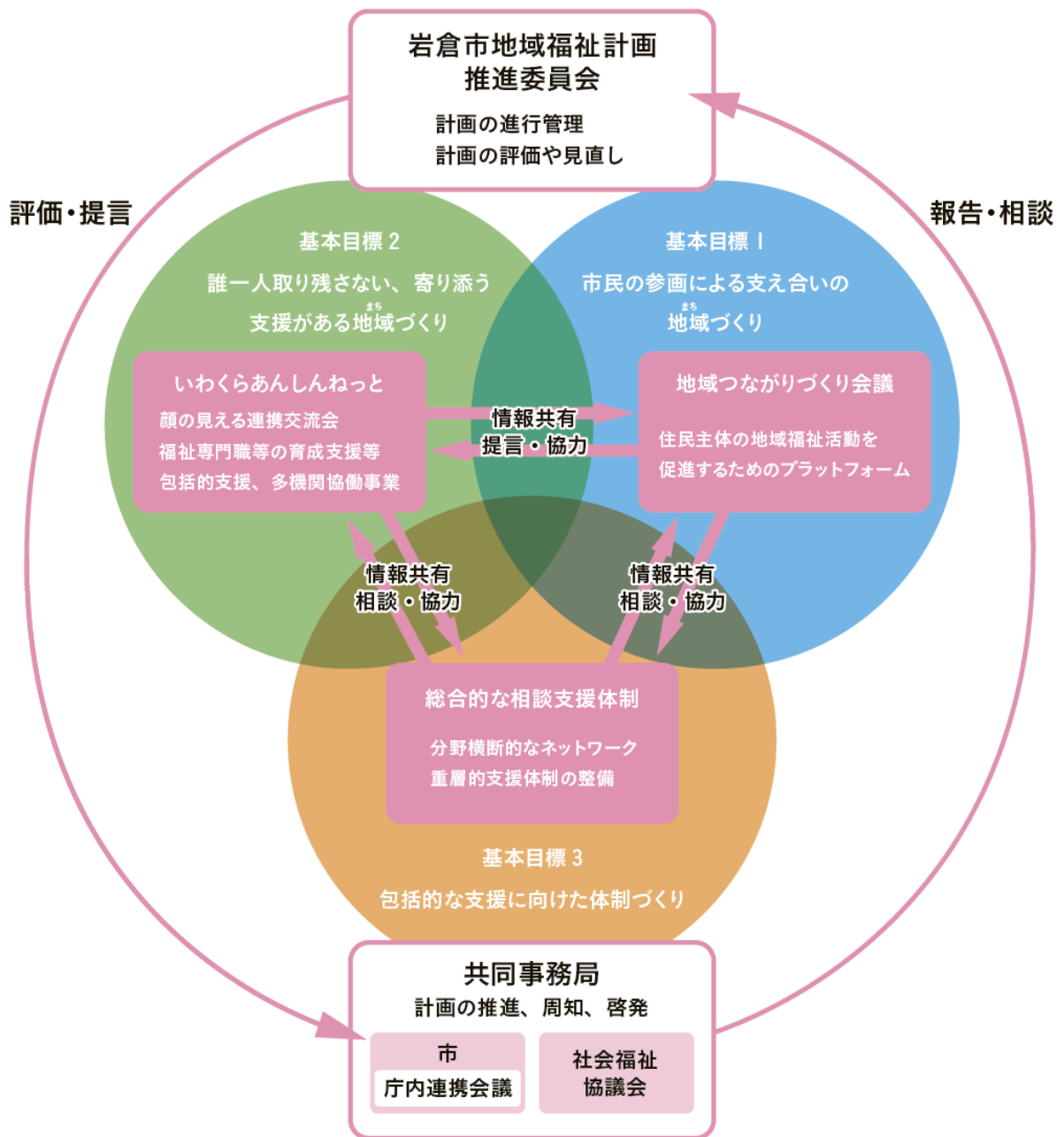
- 行政および社会福祉協議会は、共同事務局として計画の進行管理を行うとともに、推進委員会からの提言を受けて、計画の見直しなどを行います。また、計画の推進にあたっては、庁内および社会福祉協議会内の関係部署と連携を図りながら施策へと反映させていきます。

⑥ 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定

- 本計画の「基本目標 3-(3)重層的支援体制の整備に向けた検討」で示す方向性をより具体化し、実現に向けた体制整備を図るため、令和5年度中に「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和6年度からの事業開始をめざします。

2 計画の進捗管理の手法

- 本計画に位置づけた行政・社会福祉協議会の取組を総合的に推進するために、PDCAサイクル(計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法)に基づき、施策ごとの関係各課の事業の進捗状況について、各年度検討するとともに翌年度第1回の「岩倉市地域福祉計画推進委員会」で評価等を行い、事業をより良いものにしていきます。
- 本計画では、毎年度確認する指標と、計画見直しの際に確認する指標を設定しています。これら指標の達成状況を定期的に確認していくことで、その結果を取組の改善に活かします。



3 指標一覧

基本目標1 市民の参画による支え合いの地域づくり

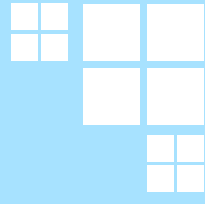
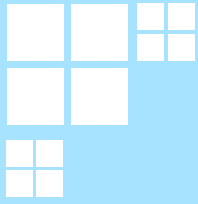
施策	項目	現状値(R3)	目標値(R11)
(1)支え合いの意識づくり	地域活動に「よく参加している」「ある程度参加している」市民の割合	19.9%	40.0%
	多世代交流又は当事者団体との交流に関わる新たな事業の実施	未実施	実施
	地域福祉に関する啓発イベントや講座等の開催回数	1回	5回
	福祉に関する岩倉まちづくり出前講座実施回数	0回	5回
(2)支え合いの担い手の育成	地域貢献活動、ボランティアなどを目的とした生涯活動に自分が取り組んでいると「大いに感じる」、「感じる」市民の割合	7.1%	15.0%
	ボランティアセンター登録者数	4,504人	4,800人
	市民活動支援センターにおけるマッチング件数	3件	10件
	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	8,333人	10,000人
(3)地域福祉に関わる団体活動等の活性化	支会活動の事業数	52事業	現状維持
	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入	未導入	導入
	「地域つながりづくり会議」参加団体数	—	13団体

基本目標2 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域づくり^{まち}

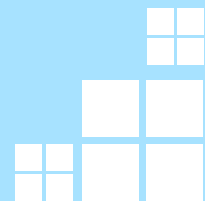
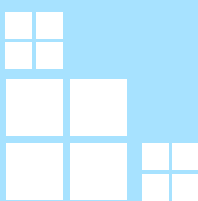
施策	項目	現状値(R3)	目標値(R11)
(1)孤独・孤立化の防止	孤独感や孤立感を「大いに感じる」、「感じる」市民の割合	14.6%	10.0%
	ゲートキーパー研修参加者数(累計)	350人	500人
	サロン等の地域の居場所の数	19か所	30か所
(3)多様な困難を抱える人への支援の充実	就労支援プログラム参加者数	22人	29人
	更生保護に関する啓発活動の実施回数	0回	2回
(4)安心できる地域づくり	地域の防災・防犯体制が充実していると「大いに感じる」、「感じる」市民の割合	12.7%	25.0%
	個別避難支援計画の作成率	25.4%	100%
	自主防災組織の訓練・講話等を実施している行政区の割合	53%	80%
	スクールガードの人数	285人	300人
	消費生活センターのことを知っている市民の割合	33.8% ※R2	52.5%
(5)横断的な福祉サービスの充実	地域団体と連携をとっている事業所の割合	69.0% ※R4	100.0%
	事業者向け福祉人材の質の向上に資する研修実施回数	0回	3回

基本目標3 包括的な支援に向けた体制づくり

施策	項目	現状値(R3)	目標値(R11)
(1) 支え合いのネットワークの強化	顔の見える連携交流会の開催回数	2回 ※R4	4回
(2) 総合相談体制の整備	困ったことが生じた場合に頼りにできる人がいない市民の割合	6.5%	5.0%
	断らない相談情報共有会議の実施回数	1回	12回
(3) 重層的支援体制の整備に向けた検討	包括的相談支援・多機関協働事業の実施	未実施	実施
	参加支援事業の実施	未実施	実施
	「地域つながりづくり会議」の実施	未実施	実施
	アウトリーチを通じた継続的支援事業の実施	未実施	実施



資料編



1 策定の経過

令和3年度

年月	内容
令和3年 8月5日	第1回 地域福祉計画推進委員会の開催
9月1日～ 9月30日まで	地域福祉に関する市民アンケートの実施
10月29日	事務局会議の開催
11月13日	地区懇談会の開催
11月14日	地区懇談会の開催
令和4年 2月	庁内関係各課ヒアリング(シート調査)の実施
3月3日	第1回庁内連携会議の開催
3月27日	岩倉市地域福祉推進フォーラムの開催
3月30日	第2回 地域福祉計画推進委員会の開催

令和4年度

年月	内容
令和4年 5月17日	事務局会議の開催
5月27日	第1回 地域福祉計画推進委員会の開催
6月17日	事務局会議の開催
7月15日	事務局会議の開催
8月24日	第2回 地域福祉計画推進委員会の開催
9月16日	事務局会議の開催
10月17日～ 10月31日まで	地域福祉に関する事業所アンケートの実施
10月20日	第1回庁内連携会議の開催
10月21日	事務局会議の開催
10月24日	第3回 地域福祉計画推進委員会の開催
11月22日	事務局会議の開催
11月30日	第1回 顔の見える連携交流会の開催
12月6日	事務局会議の開催
12月15日	第4回 地域福祉計画推進委員会の開催
12月23日～ 令和5年 1月22日まで	パブリックコメントの実施
2月10日	第5回 地域福祉計画推進委員会の開催
3月19日	地域福祉推進フォーラムの開催
3月22日	第2回 顔の見える連携交流会の開催

2 岩倉市地域福祉計画推進委員会

(1) 岩倉市地域福祉計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく岩倉市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するための岩倉市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 次期計画に向けた課題の整理及び次期計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) ボランティア団体の代表者
- (4) 社会福祉団体等の代表者
- (5) 市民の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、

その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に置かれている委員会はこの条例の規定に基づき置かれたものとみなし、現に委嘱されている委員会の委員はこの条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2)岩倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

(令和5年3月31日時点)

	氏名	団体名	備考
委員長	児玉 善郎	日本福祉大学学長	令和4年2月2日～
	河村 芳彦	岩倉市社会福祉協議会代表	
	山田 育代	岩倉市民生委員児童委員協議会代表	
	稲葉 啓二	岩倉市区長会代表	令和4年4月1日～
	馬路 才智	岩倉市老人クラブ連合会代表	
	小笠原 三代子	岩倉市婦人会代表	
	関戸 誠	岩倉市子ども会連絡協議会代表	
	関戸 八郎	岩倉市障害者連絡協議会代表	
	田中 愛子	岩倉市ボランティア連絡協議会代表	
	尾関 憲明	いわくら認知症ケアアドバイザー会代表	

アドバイザー

氏名	団体名	備考
原田 正樹	日本福祉大学 社会福祉学部 教授	令和4年2月2日～



第3期岩倉市地域福祉計画

発行：岩倉市
岩倉市社会福祉協議会
編集：岩倉市 健康福祉部 福祉課
愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
電話 0587-38-5809（直通）

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会
岩倉市西市町無量寺 2 番地 | 岩倉市ふれあいセンター内
電話 0587-37-3135

発行年月：令和 5 年 3 月